

# I 下水道關係法規

# I 下水道関係法規

抜 粋

昭和33年4月24日

法律第79号

## 1. 下水道法

### 第1章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- (4) 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- (5) 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。

(6) 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

(7) 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。

(8) 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

(管 理)

第 3 条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(構造の基準)

第 7 条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(供用開始の公示等)

第 9 条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2. 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第 10 条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の

排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者
  - (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあっては、当該土地の所有者
  - (3) 道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者
2. 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第 3 号の土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
3. 第 1 項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（排水に関する受忍義務等）

- 第 11 条 前条第 1 項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少い場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。
2. 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
3. 第 1 項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第 2 項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4. 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（使用の開始等の届出）

- 第 11 条の 2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該

下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2. 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（水洗便所への改造義務等）

第 11 条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2. 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

3. 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4. 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5. 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

6. 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。

（除害施設の設置等）

第 12 条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従

い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

2. 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最少限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第 12 条の 2 特定施設（政令で定めるものを除く。第 12 条の 11、第 18 条の 2 及び第 39 条の 2 を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第 12 条の 5、第 12 条の 10 第 1 項及び第 37 条の 2 において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2. 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第 8 条（第 25 条の 10 において準用する場合を含む。第 4 項（第 12 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 13 条第 1 項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3. 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4. 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5. 第 3 項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6. 第 1 項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が当該施設を設置している工

場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（特定施設の設置等の届出）

第12条の3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2. 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3. 特定施設の設置者は、前2項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（特定施設の構造等の変更の届出）

第12条の4 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（計画変更命令）

第 12 条の5 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第 12 条の 2 第 1 項の政令で定める基準又は同条第 3 項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第 12 条の6 第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2. 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第 12 条の7 第 12 条の 3 の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（承継）

第 12 条の8 第 12 条の 3 の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2. 第 12 条の 3 の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3. 前 2 項の規定により第 12 条の 3 の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（流域下水道管理者への通知）

第 12 条の9 流域関連公共下水道の管理者は、第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 7 又は前条第 3 項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事



項を、第 12 条の 5 の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。  
(除害施設の設置等)

第 12 条の 10 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水（第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(1) その水質が第 12 条の 2 第 2 項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

(2) その水質（第 12 条の 2 第 2 項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2. 第 12 条の 2 第 4 項の規定は、前項の条例について準用する。

(水質の測定義務等)

第 12 条の 11 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排水設備等の検査)

第 13 条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2. 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3. 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第 16 条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(使用料)

第 20 条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2. 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

(1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

(2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

(3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

(4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3. 公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

（行為の制限等）

第 24 条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第 10 条第 1 項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。

(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。

2. 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3. 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は

これを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第 25 条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

## 2. 下水道法施行令

抜 粹

昭和34年4月22日

政令第147号

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第 8 条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
  - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
  - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
  - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- (9) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。
- (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

第 8 条の2 法第11条の2第1項（法第25条の10において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量50立

方メートル以上とし、法第 11 条の 2 第 1 項（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める水質は、次条第 1 項第 4 号に該当する水質又は第 9 条の 8 若しくは第 9 条の 9 第 1 項第 3 号若しくは第 6 号若しくは第 2 項第 1 号、第 2 号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第 3 号から第 5 号までに定める基準（法第 12 条の 10 第 1 項第 2 号（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第 9 条の 9 第 2 項第 2 号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第 9 条 法第 12 条第 1 項（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- (1) 温度 45 度以上であるもの
- (2) 水素イオン濃度水素指数 5 以下又は 9 以上であるもの
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラムを超えるもの

ロ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラムを超えるもの

- (4) 沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム以上であるもの

2. 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第 9 条の 2 法第 12 条の第 1 項（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。次条及び第 9 条の 4 第 1 項において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 66 号の 2 に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和 23 法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（適用除外）

第 9 条の 3 法第 12 条の第 1 項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項又はダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 1 項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項又はダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた次条第 1 項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第 4 項及び第 5 項並びに第 20 条第 3 号において同じ。）が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。
- (2) 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第 1 項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設

において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。

- (3) 1の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第1項第1号から第32号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となった日から6月（第9条の7第1号に掲げる施設である場合にあっては、1年）を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となった際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものを除く。）につき法第12条の2第1項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

- (4) 1の施設がダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下「ダイオキシン類対策法特定施設」という。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシン類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となった日から1年を経過したとき。

ロ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となった際既に当該工場又は事業場がダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものに限る。）につき法第12条の2第1項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

- 第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第32号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第33号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

(1) カドミウム及びその化合物

1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下

(2) シアン化合物

1リットルにつきシアン1ミリグラム以下

(3) 有機燐化合物

1リットルにつき1ミリグラム以下

(4) 鉛及びその化合物

1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下

(5) 六価クロム化合物

1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下

(6) 砒素及びその化合物

1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下

(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

- 1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- (9) ポリ塩化ビフェニル 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
- (10) トリクロロエチレン 1 リットルにつき 0.3 ミリグラム以下
- (11) テトラクロロエチレン  
1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
- (12) ジクロロメタン 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
- (13) 四塩化炭素 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
- (14) 1・2-ジクロロエタン  
1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
- (15) 1・2-ジクロロエチレン  
1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
- (16) シス-1・2-ジクロロエチレン  
1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
- (17) 1・1・1-トリクロロエタン  
1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
- (18) 1・1・2-トリクロロエタン  
1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
- (19) 1・3-ジクロロプロペン  
1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
- (20) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）  
1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
- (21) 2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン  
（別名シマジン）  
1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
- (22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート  
（別名チオベンカルブ）  
1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
- (23) ベンゼン 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
- (24) セレン及びその化合物  
1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
- (25) ほう素及びその化合物

河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては 1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム以下

- (26) ふっ素及びその化合物

河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては 1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム以下、海域を放流先とする公

共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては 1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム以下

(27) フェノール類 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

(28) 銅及びその化合物 1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下

(29) 亜鉛及びその化合物 1 リットルにつき亜鉛 5 ミリグラム以下

(30) 鉄及びその化合物（溶解性）

1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下

(31) マンガン及びその化合物（溶解性）

1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下

(32) クロム及びその化合物

1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下

(33) ダイオキシン類 1 リットルにつき 10 ピコグラム以下

2. 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3. 第 1 項第 33 号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより 2・3・7・8—四塩化ジベンゾ—パラジオキシンの量に換算した数値とする。

4. 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項又はダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第 1 項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5. 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定による条例により、当該下水について第 1 項の基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）

第 9 条の 5 法第 12 条の 2 第 3 項（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第 6 号又は第 7 号に掲げる項目にあっては、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定による環境省令（同条第 3 項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係るものに限る。）に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

1 リットルにつき 380 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例によ



り、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 3.8 を乗じて得た数値とする。

- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - イ 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
  - ロ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1 リットルにつき 240 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 2 を乗じて得た数値とする。
- (7) 燐含有量 1 リットルにつき 32 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 2 を乗じて得た数値とする。

2. 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる項目（同項第 6 号又は第 7 号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量とその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第 9 条の 9 第 2 項において同じ。）で処理される汚水の量の 4 分の 1 以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 125 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。
- (2) 水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 300 ミリグラム未満

- (4) 浮遊物質 1 リットルにつき 300 ミリグラム未満
- (5) 窒素含有量 1 リットルにつき 150 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。
- (6) 燐含有量 1 リットルにつき 20 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に 1.25 を乗じて得た数値とする。

3. 特定事業場から排除される下水に係る第一項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。

- (1) 第 1 項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項第 1 号、第 5 号又は第 6 号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用される時。
- (2) 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第 2 号から第 4 号までに掲げる項目に係る水質にあっては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用される時。

4. 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第 9 条の 8 法第 12 条の 10 第 1 項第 1 号（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- (1) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水について水質排出基準が定められている場合  
第 9 条の 4 第 1 項各号に規定する基準（同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準）
- (2) 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合  
第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 32 号までに規定する基準（同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

(3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合

第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から第 32 号までに規定する基準（同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第 9 条の 9 法第 12 条の 10 第 1 項第 1 号（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第 4 号又は第 5 号に掲げる項目にあっては、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定による環境省令により、又は同条第 3 項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

(1) 第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる項目 45 度未満

(2) 第 9 条の 5 第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる項目  
それぞれ当該各号に定める数値

(3) 第 9 条の 5 第 1 項第 5 号に掲げる項目

同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

(4) 窒素含有量

1 リットルにつき 240 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 2 を乗じて得た数値とする。

(5) 燐含有量

1 リットルにつき 32 ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に 2 を乗じて得た数値とする。

(6) 第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質以外の物質又は第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる項目及び第 9 条の 5 第 1 項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 9 条の 5 第 1 項第 3 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2. 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる項目（同項第 4 号又は第 5 号に掲げる項目にあっては、同項に規定する下水に係るものに

限る。)に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとするができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- (1) 温度 40度未満
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量  
1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (6) 窒素含有量  
1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。
- (7) 燐含有量  
1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。

3. 第1項第1号、第4号及び第5号並びに第2項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第10条 法第16条ただし書(法第25条の10及び法第31条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。

(公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為)

第16条 法第24条第1項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第1号二本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及びニの規定に適合するものとする。

- (1) 内径が28ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管
- (2) 100ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線
- (3) 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第 17 条 法第 24 条第 2 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。

ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道のもっぱら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道にもっぱら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から 2.5メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少いときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から 2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

(2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第 42 条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から 2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。

(3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

- 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
  - ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
  - ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。
  - (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。
  - (6) 法第 12 条第 1 項又は法第 12 条の 10 第 1 項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

### 3. 下水道法施行規則

抜 粋

昭和42年12月19日

建設省令第37号

(特定施設の設置の届出)

第 8 条 法第12条の3第1項第7号(法第25条の10において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質
  - (2) 用水及び排水の系統
2. 法第12条の3第1項(法第25条の10において準用する場合を含む。第11条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第六による届出書によってしなければならない。
3. 前項の届出書の記載については、次に定めるところによるものとする。
- (1) 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第百88号)別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第2に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。
  - (2) 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。
    - イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置
    - ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日
    - ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項
  - (3) 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
    - イ 特定施設の設置場所
    - ロ 特定施設を含む操業の系統
    - ハ 特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
    - ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量
    - ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質(当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。)の通常値及び最大の値並びに当該汚水の通常値及び最大の量
    - ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
  - (4) 汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
    - イ 汚水の処理施設の設置場所
    - ロ 汚水の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日
    - ハ 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式
    - ニ 汚水の処理の系統

ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設までの導水の方法

ヘ 汚水の処理施設の使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

ト 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量

チ 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量

リ 汚水の処理によって生ずる残さの種類及び 1 月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要

又 汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む。）

ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

(5) 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常量及び最大量並びに当該下水の水質の通常値及び最大値

ロ その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項

(6) 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。

(特定施設の使用の届出)

第 9 条 法第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項（法第 25 条の 10 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 7 による届出書によってしなければならない。

2. 前条第 3 項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第 10 条 法第 12 条の 4（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第 8 による届出書によってしなければならない。

2. 第 8 条第 3 項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

(受理書)

第 11 条 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、法第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出を受理したときは、別記様式第 9 による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第 12 条 法第 12 条の 7（法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号（法第 25 条の 10 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあっては別記様式第 10 による届出書によって、特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては別記様式第 11 による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)



第 13 条 法第 12 条の 8 第 3 項(法第 25 条の 10 において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第 12 による届出書によってしなければならない。

(届出書の提出部数)

第 14 条 法第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 7 又は第 12 条の 8 第 3 項の規定による届出は、流域関連公共下水道の管理者に対して行うときは、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

## 4. 環境基本法

抜 粋

平成5年11月19日

法律第91号

(目的)

第 1 条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2. (省略)

3. この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

4以降省略

(国の責務)

第 6 条 国は、前3条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 7 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2. 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3. 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環

境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4. 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第 9 条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日)

第 10 条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2. 環境の日は、6月5日とする。
3. 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

## 5. 水質汚濁防止法

抜 粹

昭和45年12月25日

法律第138号

### (目的)

第 1 条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めるところにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2. この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水または廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。
- (2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- (3) この法律において「指定地域特定施設」とは、第4条の2第1項に規定する指定水域の水質にとって前項第2号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第1項に規定する指定地域に設置されるものをいう。
- (4) この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で政令で定めるものをいう。
- (5) この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- (6) この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液

をいう。

(7) この法律において「特定地下浸透水」とは、第2項第1号に規定する物質（以下「有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

(8) この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

（排水基準）

第3条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、総理府令で定める。

2. 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3. 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと思はれる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4. 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5. 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境庁長官及び関係都道府県知事に通知しなければならない

## 6. 水質汚濁防止法施行令

抜 粋

昭和46年6月17日

政令第188号

(特定施設)

第 1 条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第 2 条 法第2条第2項第1号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1・2-ジクロロエタン
- (14) 1・1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1・2-ジクロロエチレン
- (16) 1・1・1-トリクロロエタン
- (17) 1・1・2-トリクロロエタン
- (18) 1・3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- (20) 2-クロロ-4・6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
- (21) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(水素イオン濃度等の項目)

第 3 条 法第 2 条第 2 項第 2 号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 大腸菌群数
- (12) 窒素又はりん含有量(湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第 4 条の 2 において同じ。)

2. 環境大臣は、前項第 12 号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

## 7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

抜 粹

昭和45年12月25日

法律第137号

(目的)

第 1 条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2. この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3. この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4. この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

(1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

(2) 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の4第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項第1項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5. この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6. この法律において「電子情報処理組織」とは、第13条の2第1項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第12条の3第1項に規定する事業者、同条第2項に規定する運搬受託者及び同条第3項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(国内の処理等の原則)

第 2 条の2 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2. 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

(国民の責務)

第 2 条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分



すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3. 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2. 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的扶助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3. 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前 2 項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4. 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

## 8. 排水設備関係法規

### 1) 建築基準法

抜 粋  
昭和25年5月24日  
法律第201号

(敷地の衛生及び安全)

#### 第 19 条

1、2 (省略)

3. 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

4. (省略)

(便所)

第 31 条 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

2. 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために任用浄化槽に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

#### 第 85 条

1～3 (省略)

4. 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項及び第2項、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2並びに第35条の3の規定並びに第3章(第6節を除く。)の規定は、適用しない。

### 2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称ビル管理法)

抜 粋  
昭和45年  
法律第20号

(目的)

第 1 条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 210 号)第 2 条第 1 号に掲げる建築物をいう。以下同じ。)で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2. 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

(建築物環境衛生管理基準)

第 4 条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準(以下「建築物環境衛生管理基準」という。)に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2. 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3. 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

### 3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

抜 粹  
昭和 45 年  
政令第 304 号

(特定建築物)

第 1 条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「法」という。)

第 2 条第 1 項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が 3,000 平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が 8,000 平方メートル以上のものとする。

- (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- (2) 店舗又は事務所
- (3) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の学校(研修所を含む。)
- (4) 旅館

(建築物環境衛生管理基準)

第 2 条 法第 4 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。以下この号において同じ。))をすることができる設備をい

う。二において同じ。)を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

1 浮遊粉じんの量	空気 1 立方メートルにつき 0.15 ミリグラム以下
2 一酸化炭素の含有率	100 分の 10 (厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生労働省令で定める数値) 以下
3 二酸化炭素の含有率	100 万分の 1,000 以下
4 温度	1. 17 度以上 28 度以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5 相対湿度	40 パーセント以上 70 パーセント以下
6 気流	0.5 メートル毎秒以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気 1 立方メートルにつき 0.1 ミリグラム以下

- 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。
  - ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。
  - 二 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。
- (2) 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。
- イ 給水に関する設備（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置を除く。□において同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第 4 条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。
  - 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。
  - ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。
- (3) 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（□において「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。
- イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

- 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

4) 建築基準法施行令の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

抜 粋  
平成12年5月30日  
建設省告示第1406号

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

(2) 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

い 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

ろ 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

(5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容

易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

(8) 圧カタンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が $2\text{m}^3$ 未満の給水タンク等については、この限りでない。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽（そう）、し尿浄化槽（そう）、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜（りゅう）又は処理に供する施設までの水平距離が $5\text{m}$ 未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

(2) 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩（も）れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径 $60\text{cm}$ 以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて $1/15$ 以上 $1/10$ 以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

(3) 排水トラップ

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ホ 封水深は、5cm 以上 10cm 以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては 5cm 以上）とすること。

ヘ 容易に掃除ができる構造とすること。

(4) 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

(5) 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。

(6) 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

### 第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500m<sup>2</sup>以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第1号口を除く。）並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500m<sup>2</sup>以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5m<sup>3</sup>を超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

### 5) 建築基準法施行令第128条の3第1項第6号の規定に基づく地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の基準

抜 粋  
昭和44年5月1日  
建設省告示第1730号

#### 第3 非常用の排水設備の基準

1. 排水設備の下水管、下水溝、ためますその他汚水に接する部分は、耐水材料でかつ、不燃材料であるもので造ること。
2. 排水設備の下水管、下水溝等の末端は、公共下水道、都市下水道その他これらに類する施設に、排水言え有効に連結すること。
3. 排水設備（排水ポンプを含む。以下同じ。）の処理能力は、当該排水設備に係る地下道及びこれに接する地下街の各構えの汚水排出量の合計（地下水の湧出又は地表水の浸出がある場合においては、これを含む。）の2倍の水量を排出し得るものとする。
4. 電源を必要とする排水設備には、第1第2号の例により予備電源を設けること。
5. 排水設備の電気配線は、第1第4号の例によること。
6. 排水設備に用いる電線には、第1第5号の例により防火措置を講ずること。
7. 排水設備は、前各号に定めるほか、非常用の排水設備として有効な構造とすること。

### 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

抜 粋  
昭和46年1月21日  
厚生省令第2号

（排水に関する設備の掃除等）

第4条の3 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（次項において「特定建築物維持管理権原者」という。）



は、排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回、定期的に、行わなければならない。

2. 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

## 7) 消防法施行規則

抜 粹  
昭和34年4月1日  
自治省令第6号

### 第 17 条

#### 1～4 省略

5. 駐車の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。
  - (1) 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かつて100分の2以上の勾配をつけること。
  - (2) 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ10センチメートル以上の区画境界堤を設けること。
  - (3) 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
  - (4) 車路の中央又は両側には、排水溝を設けること。
  - (5) 排水溝は、長さ40メートル以内ごとに1個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
  - (6) 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

## 9. 公害防止条例

抜 粋  
昭和46年3月18日  
宮城県条例第12号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、環境基本条例（平成7年宮城県条例第16号）の理念にのっとり、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(平7条例34・一部改正)

### (定 義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

2. この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭を著しく発生し、若しくは排出し、又は飛散させるおそれのあるもので規則で定めるものをいう。

3. この条例において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

4. この条例において「規制基準」とは、発生し、若しくは飛散し、又は排出されるばい煙、粉じん、排水、騒音、振動又は悪臭の量、濃度又は程度の許容限度をいう。

(平7条例34・一部改正)

### (県の責務)

第 3 条 県は、主として広域にわたる公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2. 県は、市町村の公害の防止に関する施策の総合調整に当たるとともに、市町村の施策が十分に実施されるように支援するものとする。

(平7条例34・一部改正)

第 4 条 （条例から抹消）

### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2. 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。

(平7条例34・一部改正)

### (県民の責務)

第 6 条 県民は、公害を発生させないように努めるとともに、県又は市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

10. 公害防止条例施行規則

抜 粋

昭和46年9月25日

宮城県規則第67号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第 2 条 条例第2条第2項の規則で定める特定施設は、別表第1に掲げる施設とする。ただし、次に掲げる施設を除く。

1. 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第4項に規定する特定事業場に設置されている汚水等に係る施設
2. 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に所在する同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されている騒音に係る施設
3. 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に所在する同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されている振動に係る施設
4. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内に所在する工場又は事業場に設置されている騒音又は振動に係る施設
5. 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条に規定する規制地域内に所在する工場又は事業場に設置されている悪臭に係る施設

別表第1 (第2条関係)

(平9規則59・平12規則17・一部改正)

3. 汚水等に係る特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	水産物卸売市場の洗浄施設(陸揚げ地に開設されたものに限る。)	
2	集団給食施設	給食能力が継続的に1回100食以上又は1日250食以上のもの
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設	
4	廃油の再生の用に供する原料処理施設	

5	公衆浴場業の用に供する洗場施設	
6	ごみ処理施設	処理能力が1時間当たり 200キログラム以上のもの
7	動物園	成畜の飼養能力が30頭以上 のもの
8	病院の廃液の処理施設(有害物質又はフェノール類含有物を取り扱うものに限る。)	
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設(灯油その他の油類を使用するものに限る。)	

備 考

- 1 この表に掲げる施設は、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)に排出水を排出する工場又は事業場に設置されるものに限る。
- 2 この表の8にいう「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に定める物質をいう。

## 1 1. 労働安全衛生法

抜 粋  
昭和47年  
法律第57号

### (目 的)

第 1 条 この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### (事業者等の責務)

第 3 条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

### 2. (省略)

3. 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第 4 条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

### (安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2. 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3. 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

### (就業制限)

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

2. 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3. 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前3項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。

## 12. 建設工事公衆災害防止対策要綱

平成5年建設事務次

官通達

(目的)

第1 この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者(以下「公衆」という。)に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑(以下「公衆災害」という。)を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与すること目的とする。

(適用)

第2 この要綱は、公衆に関わる区域で施工する土木工事(以下単に「土木工事」という。)に適用する。

2. 起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。(以下、条文省略)

- 第5 公衆災害防止対策経費/第6 現場組織体制
- 第8 付近居住者等への周知/第9 事故発生時の措置と原因調査
- 第10 作業場の区分/第13 移動さくの設置及び撤去方法
- 第17 道路標識等/第18 保安灯/第19 遠方よりの工事箇所の確認
- 第24 歩行者対策/第25 通路の排水/第33 保安上の事前措置
- 第34 立会/第35 保安上の措置/第36 埋設物の確認
- 第38 露出した埋設物の保安維持等/第41 土留工を必要とする掘削
- 第79 一般部の理戻し方法/第110 防火/第111 酸素欠乏症の防止

### 13. 道路交通法

#### (目的)

第 1 条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

#### (道路の使用の許可)

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- (3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

5. 所轄警察署長は、第 1 項の規定による許可を受けた者が前 2 項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

## 14. 条例関係

### 1) 東松島市下水道条例

平成17年4月1日

条例第152号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 排水設備の設置等(第3条―第8条)
- 第3章 公共下水道の使用(第9条―第20条)
- 第4章 雑則(第21条―第28条)
- 第5章 罰則(第29条―第31条)

#### 附則

##### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 市が設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (5) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (6) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (8) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (9) 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規



定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

- (10) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期限をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

## 第2章 排水設備の設置等

### (排水設備の設置)

第3条 排水設備を設置すべき者は、当該排水設備に係る排水区域における公共下水道の供用が開始された場合においては、遅滞なく当該排水設備を設置しなければならない。

### (排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径(単位ミリメートル)	勾配
150未満	100	2/100以上
150以上300未満	125	1.7/100以上
300以上500未満	150	1.5/100以上
500以上	200以上	1.2/100以上

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事实施)

第6条 排水設備等の工事は、排水設備工事等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。

(排水設備工事等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

(改善命令)

第8条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除

害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

### 第3章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 法第12条の2第3項により、特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。)を使用するものは、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度

水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量

1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質量

1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量

1リットルにつき30ミリグラム以下

(5) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

1リットルにつき380ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同行第2号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、前2項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれを排除しなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
- (8) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- (9) ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては、1リットルにつきほう素10ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては、1リットルにつきほう素230ミリグラム以下
- (10) ふっ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては、1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては、1リットルにつきふっ素15ミリグラム以下
- (11) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。
- 3 前2項の規定は、規則で定める項目に係る下水については、規則で定める量のものに適用する。

(除害施設の設置等の届出)

第11条 除害施設の設置、休止又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(水質管理責任者制度)

第12条 除害施設又は特定施設(以下この条において「除害施設等」という。)を設置した者は、規則で定めるところにより、除害施設等の維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(水質の測定等)

第13条 除害施設の設置者は、当該施設から排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(除害施設の設置者から報告の徴収等)

第14条 市長は、公共下水道を適正に管理するために必要な範囲において、除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関する報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(し尿の排除の制限)

第15条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれを排除しなければならない。

(排除の停止又は制限)

第16条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めるとき。

(使用開始等の届出)

第17条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認める場合は、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

区分	排除汚水量	金額
----	-------	----

基本使用料	10立方メートルまで	1,400円
超過使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートルまで	160円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	180円
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	200円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	220円
	500立方メートルを超えるもの	240円

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告を市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、市長が別に定めるものとする。

(資料の提出)

第20条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

## 第4章 雑則

### (行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 前項の申請書の様式は、規則で定める。

### (許可を要しない軽微な変更)

第22条 法第24条第1項の定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

### (占有)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、国の行う事業に係る占有物件については、この限りでない。

3 前項の占有料の額及び徴収については、東松島市道路占有料等条例(平成17年東松島市条例第143号)を準用する。

### (原状回復)

第24条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したと



きは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長において認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(登録手数料)

第25条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の登録手数料を徴収する。

(1) 下水道排水設備工事責任技術者登録手数料

- ア 新規登録の場合 1件につき3,000円
- イ 更新による登録の場合 1件につき2,000円
- ウ 登録事項等の変更による場合 1件につき1,000円

(2) 下水道排水設備指定工事店指定登録手数料

- ア 新規指定の場合 1件につき20,000円
- イ 更新による指定の場合 1件につき10,000円
- ウ 指定事項等の変更による場合 1件につき5,000円

- 2 前項の登録手数料は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

- 3 既に納入した登録手数料は、返還しない。

(使用料等の督促)

第26条 この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の料金(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

- 2 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。

(使用料等の減免)

第27条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第29条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (3) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4) 第8条に規定する命令に違反した者
- (5) 第10条、第11条又は第15条の規定に違反した使用者
- (6) 第17条の規定による届出を怠った者
- (7) 第14条又は第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第5条第1項、第21条の規定による申請書又は書類、第5条第2項前段、第17条の規定による届出書、第19条第2項第3号の規定による申告書又は第14条、第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第30条 詐欺その他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、それぞれ本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の矢本町下水道条例(平成5年矢本町条例第21号)又は鳴瀬町下水道条例(平成9年鳴瀬町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成20年3月14日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松島市下水道条例の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

## 2) 東松島市下水道条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 100 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、東松島市下水道条例(平成 17 年東松島市条例第 152 号。以下「条例」という)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定に基づく始期及び終期は、石巻地方広域水道企業団給水事業条例(昭和 55 年石広水条例第 15 号)第 25 条に規定する定例日の検針の基礎となった期間とする。

2. 水道水以外を使用した場合は、原則として毎月 1 日から末日までの期間とする。

(排水設備の設置基準)

第 3 条 条例第 3 条の規定による排水設備は、排水設備を設置すべき者(以下「義務者」という。)が単独でこれを設置しなければならない。ただし、土地、建物その他の状況により単独で設置することが不可能又は困難であるときは、市長に届け出て共同で設置することができる。

2. 前項ただし書の規定による場合の各義務者は、その排水設備に関する義務について連帯してその責を負うものとし、代表者を定め連署の上、排水設備共同設置届(様式第 1 号)を市長へ提出しなければならない。

3. 前項の代表者を変更したときは、排水設備共同設置代表者変更届(様式第 2 号)を市長へ提出しなければならない。

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、内外面の上塗り仕上げを

するなどして、下水を円滑に流下させるための措置を講じなければならない。

- (2) 排水管の布設に当たっては、勾配に注意し、管種に応じた接合方法によること。
- (3) 排水管の土被りは、公道内で 60 センチメートル以上、私道内で 45 センチメートル以上、宅地内で 20 センチメートル以上を標準とする。
- (4) 汚水ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点及び直線部においては管径の 120 倍を超えない範囲その他適切な箇所に設けること。
- (5) 汚水ますの深さ及び内径は、維持管理上支障のない大きさとし、蓋は、雨水の侵入を防止するため密閉蓋とすること。
- (6) 排水設備の附帯設備については、次に掲げるところによる。
  - ア 浴場、台所等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるのに必要な目幅 8 ミリメートル以下のストレーナを設けること。
  - イ 地下室その他水の自然流下が充分でない場所には、ポンプ設備を設けること。
  - ウ 土砂を大量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。
  - エ 浴場、台所等の汚水流出箇所にはトラップを設け、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
  - オ 特に悪臭を放つ箇所には、防臭装置を設けること。
  - カ 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂類遮断装置を設けること。
- (7) 排水設備の材料は、市長が指定した規格のものを使用すること。
- (8) 前各号の規定により難い特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

(排水設備等の計画の確認)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により提出する申請書には、排水設備工事計画承認申請書(様式第 3 号)によるものとし、これに記載すべき事項又は添付すべき必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備等の新設等を行おうとする土地の位置図
- (2) 次に掲げる事項を記載した縮尺 100 分の 1 程度の平面図
  - ア 設置場所の敷地の境界線
  - イ 設置場所の付近の道路及び公共下水道の施設の位置
  - ウ 敷地内の建築物及び台所、風呂その他の汚水を排除する施設の位置
  - エ 排水管渠の配置、形状、寸法、延長及び勾配
  - オ ます又はマンホールの位置、形状、及び寸法
  - カ 他人の排水設備等を使用するときは、その位置
  - キ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な書類
- (3) 横は平面図の縮尺に準じ、縦は 50 分の 1 以上の縮尺により管径、管種、勾配、ます及び地盤高を表示した縦断面図
- (4) ポンプ施設を設けるとときは、その構造、能力、形状及び寸法を表示した構造図
- (5) 排水設備等工事調書
- (6) 他人の排水設備を使用するときは、その同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 市長は、前項の申請について、当該排水設備等の新設等の計画が法令及び条例の規定に適合することを確認したときは、その旨を排水設備工事計画承認通知書(様式第 4 号)により、申請者に通知するものとする。

3. 条例第 5 条第 2 項ただし書の規定による排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 私設ますの蓋の取替え
- (2) 洗面器及び便器等の取替え又は修繕工事
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めた工事

(排水設備等の完成届)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、排水設備工事完了届(様式第 5 号)によるものとする。

2. 条例第 7 条第 3 項の規定による検査済証は、排水設備検査済証(様式第 6 号)とし、排水設備等の設置場所の門柱等見やすい場所に掲示しなければならない。

(適用除外)

第 7 条 条例第 10 条第 3 項の規定による規則で定める項目に係る下水は、次のとおりとし、規則で定める量とは、日平均 30 立方メートル未満とする。

(1) 生物化学的酸素要求量

(2) 浮遊物質

(除害施設の設置等の届出)

第 8 条 条例第 11 条に規定する届出は、除害施設設置計画書(様式第 7 号)その他市長が必要と認める書類

(水質管理責任者の届出)

第 9 条 条例第 12 条の規定による届出は、水質管理責任者選任(変更)届(様式第 8 号)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第 10 条 条例第 17 条の規定による届出は、公共下水道使用開始等届(様式第 9 号)によるものとする。

(排除汚水量の申告)

第 11 条 条例第 19 条第 2 項に規定する申告は、排除汚水量申告書(様式第 10 号)によるものとする。

2 市長は、前項の申請について排除汚水量を認定したときは、排除汚水量認定通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。

(行為の許可の申請)

第 12 条 条例第 21 条第 1 項の規定による申請は、物件設置許可申請書(様式第 12 号)によるものとする。

2 市長は、前項の申請について許可したとき、又は許可しなかったときは、物件設置許可(不許可)書(様式第 13 号)により申請者に通知するものとする。

(占用の許可)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、公共下水道占用(変更)許可申請書(様式第 14 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 占用物件設置場所付近の現況平面図
- (2) 占用面積実測図
- (3) 占用物件の構造図
- (4) 占用が隣地の土地、建築物の所有者又は占用者に利害関係があると認められるときは、それらの者の同意書

2. 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、公共下水道占用(変更)許可書(様式第 15 号)により許可するものとする。

3. 前項の規定により許可を受けた者が許可期間満了後引き続き占用しようとするときは、許可期間が満了する日の 30 日前までに市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。この場合においては、第 1 項各号に規定する書類の全部又は一部を省略することができる。

4. 条例第 23 条第 3 項の規定による占用料は、占用許可の際、市長が発行する納入通知書により徴収する。

(使用料の減免)

第 14 条 条例第 27 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(様式第 16 号)に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2. 市長は、前項に申請があったときは、その可否を決定し、下水道使用料減免決定通知書(様式第 17 号)により通知するものとする。

(検査員証の様式)

第 15 条 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 13 条第 2 項及び同法第 32 条第 5 項の規定による身分を示す証明書は、下水道検査員証(様式第 18 号)による。

(その他)



第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町下水道条例施行規則(平成 5 年矢本町規則第 22 号)又は鳴瀬町下水道条例施行規則(平成 9 年鳴瀬町規則第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相規定によりなされたものとみなす。

### 3) 東松島市農業集落排水処理施設条例

平成17年4月1日

条例第130号

#### (設置)

第1条 農業集落における生活環境の整備及び農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
下小松浄化センター	東松島市小松字養閑175番地	沢田、前里、前柳の全部及び上小松、手招、下小松、谷地、五味倉の一部
北赤井アクアクリーンセンター	東松島市赤井字川前四266番地2	照井、御下、六槍、寺、八幡、裏、横関の全部及び中東の一部

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活若しくは事業に起因し、又はこれに付随して生ずる廃水(し尿を含む。)をいう。
- (2) 排水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる終末処理施設で、市が管理するものをいう。
- (3) 排水設備 汚水を処理施設に排除するために必要な排水管、排水渠その他の施設(屋内の排水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (4) 使用者 排水設備により汚水を処理施設に排除してこれを使用する者をいう。
- (5) 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規

定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

- (6) 使用月 農業集落排水処理施設使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期限をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

(排水設備の設置等)

第4条 処理施設の供用が開始された場合においては、第2条に定める区域内の土地又は建物の所有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により市長の許可を受けた場合、その他規則で定める場合においては、この限りでない。

- 2 排水設備は、市長が別に定める構造及び基準によらなければならない。

(排水設備工事の施行及び検査)

第5条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。
- 3 排水設備の新設等の工事は、市長が定めるところにより、市長が指定した工事業者でなければ行ってはならない。

(新設等の費用の負担)

第6条 前条の新設等に要する費用は、当該排水設備の新設等をする者の負担とする。

(汚水の排除制限等)

第7条 使用者は、し尿を処理施設に排除するときは、水洗便所によらなければならない。

- 2 使用者は、規則で定める生活環境に有害となる廃水及び施設に損傷を与える物質を処理施設に排除してはならない。
- 3 市長は、排水設備から排除される汚水が処理施設をき損し、その機能を妨げ、又はそのおそれのあるときは、使用者に汚水の排除を制限又は停止することができる。

(使用開始等の届出)

第8条 処理施設の使用を開始し、若しくは再開し、又は廃止し、若しくは休止しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第9条 市長は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、各使用月における農業集落排水処理施設の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため農業集落排水処理施設を使用する場合、その他農業集落排水処理施設を一時使用する場合において必要と認める場合は、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から農業集落排水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定)

第10条 使用料の額は、各使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

区分	排除汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	1,400円
超過使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートルまで	160円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	180円
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	200円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	220円

	500立方メートルを超えるもの	240円
--	-----------------	------

- 2 使用者が排除した汚水の量は、上水道の使用水量とする。ただし、これによりがたい場合は、使用者の使用の態様を勘案し市長が別に定める基準により認定する。

(使用料の減免)

- 第11条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(排水処理施設の増設)

- 第12条 排水処理施設のない処理区域内に、排水設備を新設する場合は、公道の下埋設による(公共柵を除く。)排水処理施設を増設しなければならない。

- 2 前項の排水処理施設に要する費用については、その工事費の100分の25以内の工事費負担金を徴収する。ただし、算出された工事費負担金の額から東松島市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年東松島市条例第131号)第4条に規定された分担金の額を控除した額とする。

(督促手数料)

- 第13条 市長は、使用者が納期限までに料金の納入をしない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。督促手数料は、1通につき100円とする。

(委任)

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

- 第15条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した行為を行った者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円

とする。)以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の矢本町農業集落排水処理施設条例(平成4年矢本町条例第19号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

#### 附 則(平成18年3月20日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年3月14日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松島市農業集落排水処理施設条例の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 4) 東松島市農業集落排水処理施設条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 77 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、東松島市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 130 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の接続の特例)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合とは、次に定める場合とする。

- (1) 処理区域内にある建築物が近く除却され、又は移転される予定がある場合
- (2) 災害があった場合において特に設置の延期が必要と認められるとき。

(排水設備の構造及び基準)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による排水設備の構造及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、内外面の上塗り仕上げをするなどして、下水を円滑に流下させるための措置を講じること。
- (2) 排水管の布設に当たっては、勾配に注意し、管種に応じた接合方法によること。
- (3) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100 分の 1 以上とすること。
- (4) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
  - ア 汚水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
  - イ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲において管渠の清掃上適当な箇所
- (5) ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ、相当の

幅のインバートを設けること。

(6) 排水管の土かぶり、公道内では 60 センチメートル以上、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では 20 センチメートル以上を標準とすること。

(7) 附帯設備の設置については、次に掲げるところによる。

ア 浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるのに必要な目幅 8 ミリメートル以下のストレーナを設けること。

イ 浴場、流し場等の汚水流出箇所にはトラップを付け、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破れるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

ウ 特に悪臭を放つ箇所には、防臭装置を設けること。

エ 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(排水設備の新設等の承認申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）の承認を受けようとする者は、排水設備工事計画承認申請書（様式第 1 号）により申請するものとする。

2. 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 排水設備等の新設等を行おうとする土地の位置図

(2) 計画平面図及び縦断図 縮尺 100 分の 1 程度で次の事項を表示したもの

ア 工事施行地の境界線

イ 道路及び付近の既設汚水ます

ウ 建物の平面図及び施設（便所、台所、浴室、手洗い等）の配置

エ 配水管の配置、形状、寸法及び勾配

オ ます又はマンホールの位置

(3) 土地使用承諾書 管渠布設のため他のものが所有する土地を使用するときは、当該土地所有者の承諾書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3. 市長は、第 1 項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、基準に適合すると認めるときは、排水設備工事計画承認通知書（様式第 2 号）



により申請者に通知しなければならない。

(工事の施行、審査等)

第 5 条 前条第3項の規定により承認を受けた者は、速やかに新設等の工事（以下「工事」という。）に着手しなければならない。

2. 条例第5条第3項に規定する指定業者（以下「指定工事店」という。）が施行する工事の設計審査及び材料検査は、市職員が行う。

(工事の完成届)

第 6 条 条例第5条第2項の規定による工事を完了したときの届出は、排水設備工事完了届（様式第3号）により届け出なければならない。

(使用開始等に関する届出)

第 7 条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、若しくは再開し、又は廃止し、若しくは休止しようとするときは、遅滞なく排水処理施設使用開始（再開）届（様式第4号）又は排水処理施設使用廃止（休止）届（様式第5号）により届け出なければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 条例第11条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、排水処理施設使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2. 市長は、使用料の減免についてその実態を調査し、速やかに可否を決定して、排水処理施設使用料減免決定（却下）通知書（様式第7号）により申請者に通知しなければならない。

(有害排水等)

第 9 条 条例第7条第2項に規定する汚水以外の生活環境に有害となる排水及び施設に損傷を与える物質とは、次に掲げるものをいう。

(1) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項で定めるカドミウムその他化合物等人体に有害な物質

(2) 農薬

(3) 家畜のふん尿

(4) 前3号に掲げるもののほか、有害となる廃水及び物質

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

(準 用)

第 11 条 指定工事店に関する事項は、東松島市排水設備指定工事店に関する規則（平成 17 年東松島市規則第 101 号）を準用する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町農業集落排水処理施設条例施行規則（平成 4 年矢本町規則第 21 号）の規定によりなされた処分、  
手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## 5) 東松島市漁業集落排水処理施設条例

平成17年4月1日

条例第141号

### (設置)

第1条 漁港及び周辺水域の浄化を図り、漁業振興及び生活環境の保全に資するため、東松島市漁業集落排水処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大浜地区漁業集落排水処理施設	東松島市宮戸字大浜地内

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 市が設置する処理施設に汚水を流入させるために、使用者が設ける排水管、排水渠その他の施設(屋内の給水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (2) 汚水 生活又は事業に起因し、若しくはこれらに付随して生ずる排水(し尿を含む。)をいう。
- (3) 使用者 排水設備により汚水を処理施設に流入する者をいう。

### (排水設備の設置義務)

第4条 処理施設の供用が開始された場合においては、第3条に定める区域内の土地又は建物の所有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

### (排水設備の構造基準)

第5条 排水設備は、市長が別に定める構造及び設計基準によらなければならない。

(排水設備工事の施行及び検査)

第6条 排水設備の新設、増設、改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 排水設備の新設等を行った者は、その工事完了の日から5日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

(排水設備の工事の実施)

第7条 排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事に関し、規則で定める技能を有する者が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

(費用の負担)

第8条 第6条の工事等に要する費用は、当該排水設備の新設等の工事を行う使用者が負担するものとする。

(汚水の流入制限)

第9条 使用者は、し尿を処理施設に流入するときは、水洗便所によらなければならない。

2 市長は、排水設備から流入する汚水が処理施設をき損し、その機能を妨げ、又はそのおそれがあるときは、使用者に汚水の排除を制限又は停止することができる。

(使用開始等の届出)

第10条 使用者は、処理施設の使用を開始、休止、廃止又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第11条 市長は、処理施設の使用について使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、当該使用に係る1箇月分をその翌月に市長の発行する納入通知書により徴収する。

(使用料の算定)

第12条 使用料は、当該月の水道総使用水量に応じ、次の表の定める基本料金と使用水量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

区分	排除汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	1,400円
超過使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートルまで	160円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	180円
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	200円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	220円
	500立方メートルを超えるもの	240円

- 2 水道総使用水量の算定は、上水道使用水量と自家水道使用水量を加えた水量とする。ただし、水量が処理施設に流入した水量と著しく差がある場合、使用者の使用の態様を勘案して水量を市長が認定する。
- 3 使用者が使用月の中途において漁業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、市長が別に定めるものとする。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(排水設備普及促進措置)

第14条 市長は、処理施設の区域内において、排水設備の普及促進を図るため、必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項の規定による承認を受けずに工事を実施した者
- (2) 第6条第2項の規定による検査を受けなかった者
- (3) 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (4) 第9条第1項の規定に違反した使用者
- (5) 第10条の規定による届出を怠った者

2 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の鳴瀬町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和61年鳴瀬町条例第5号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成20年3月14日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松島市漁業集落排水処理施設条例の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

6) 東松島市漁業集落排水処理施設条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東松島市漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 141 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の構造基準)

第 2 条 条例第 5 条の規定による排水設備の構造及び基準は、次のとおりとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、内外面の上塗り仕上げをするなどして、下水を円滑に流下させるための措置を講じなければならない。

(2) 排水管の布設に当たっては、勾配に注意し、管種に応じた接合方法によること。

(3) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100 分の 1 以上とすること。

(4) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

ア 汚水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときはこの限りではない。

イ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲において管渠の清掃上適当な箇所

(5) ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ、相当の幅のインバートを設けること

(6) 排水管の土かぶり厚は、公道内では 60 センチメートル以上、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では 20 センチメートル以上を標準とする。

(7) 附帯設備の設置については、次に掲げるところによる。

ア ごみよけ装置 台所、浴場、洗濯場その他固形物を排出する吐口に



は、幅8ミリメートル以下のストレーナーを設けること。

イ 防臭装置 台所、浴室等の排水箇所には、防臭装置を設置し、その装置は、容易に内部を清掃できる構造とすること。

ウ 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する吐口には、油脂遮断装置を設置すること。

エ 材料及び構造 排水管、ますその他の附属装置は、プラスチック、鉄筋コンクリート等耐久性のものをを用い、不浸透耐久構造とすること。

(排水設備工事承認申請)

第 3 条 条例第6条第1項の規定により、排水設備工事の承認を受けようとするときは、排水設備工事計画承認申請書(様式第1号)により市長に提出するものとする。

2. 市長は、工事の承認をしたときは、排水設備工事計画承認通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(工事完了届)

第 4 条 条例第6条第2項の規定により、検査を受けようとするときは、排水設備工事完了届(様式第3号)により市長に提出するものとする。

(排水設備の管理)

第 5 条 使用者は、毎月1回以上排水設備を掃除し、常に清浄にしておかなければならない。

(使用開始等の届出)

第 6 条 条例第10条の規定による届出は、排水処理施設使用開始(再開)届(様式第4号)又は排水処理施設使用休止(廃止)届(様式第5号)によらなければならない。

2. 水道の使用に関し、石巻地方広域水道企業団水道事業給水条例(昭和55年石巻地方広域水道企業団条例第15号)による届出をした者については、その届出で処理施設の使用について届出をしたものとみなす。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2. 使用料の減免を受けようとする者は、排水処理施設使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1. この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の鳴瀬町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 61 年鳴瀬町規則第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

7) 東松島市漁業集落排水処理施設条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 89 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、東松島市漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 141 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の構造基準)

第 2 条 条例第 5 条の規定による排水設備の構造及び基準は、次のとおりとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、内外面の上塗り仕上げをするなどして、下水を円滑に流下させるための措置を講じなければならない。

(2) 排水管の布設に当たっては、勾配に注意し、管種に応じた接合方法によること。

(3) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100 分の 1 以上とすること。

(4) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

ア 汚水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときはこの限りではない。

イ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲において管渠の清掃上適当な箇所

(5) ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ、相当の幅のインバートを設けること

(6) 排水管の土かぶりは、公道内では 60 センチメートル以上、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では 20 センチメートル以上を標準とする。

(7) 附帯設備の設置については、次に掲げるところによる。

ア ごみよけ装置 台所、浴場、洗濯場その他固形物を排出する吐口には、幅 8 ミリメートル以下のストレーナーを設けること。

イ 防臭装置 台所、浴室等の排水箇所には、防臭装置を設置し、その装置は、容易に内部を清掃できる構造とすること。

ウ 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する吐口には、油脂遮断装置を設置すること。

エ 材料及び構造 排水管、ますその他の附属装置は、プラスチック、鉄筋コンクリート等耐久性のものを用地、不浸透耐久構造とすること。

(排水設備工事承認申請)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、排水設備工事の承認を受けようとするときは、排水設備工事計画承認申請書(様式第 1 号)により市長に提出するものとする。

2. 市長は、工事の承認をしたときは、排水設備工事計画承認通知書(様式第 2 号)を申請者に通知するものとする。

(工事完了届)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、検査を受けようとするときは、排水設備工事完了届(様式第 3 号)により市長に提出するものとする。

(排水設備の管理)

第 5 条 使用者は、毎月 1 回以上排水設備を掃除し、常に清浄にしておかなければならない。

(使用開始等の届出)

第 6 条 条例第 10 条の規定による届出は、排水処理施設使用開始(再開)届(様式第 4 号)又は排水処理施設使用休止(廃止)届(様式第 5 号)によらなければならない。

2. 水道の使用に関し、石巻地方広域水道企業団水道事業給水条例(昭和 55 年石巻地方広域水道企業団条例第 15 号)による届出をした者については、その届出で処理施設の使用について届出をしたものとみなす。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2. 使用料の減免を受けようとする者は、排水処理施設使用料減免申請書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の鳴瀬町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 61 年鳴瀬町規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

8) 東松島市小松台汚水処理施設条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 154 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、東松島市小松台汚水処理施設（以下「汚水処理施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び処理区域)

第 2 条 汚水処理施設の名称、位置及び処理区域は次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
小松台汚水処理施設	東松島市小松字小松台 200 番地	小松台区

(定 義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活又は事業に起因し、若しくはこれに付随して生じる廃水（し尿を含む。）をいう。
- (2) 汚水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる終末処理施設をいう。
- (3) 排水設備 汚水を処理施設に排除するために必要な排水管その他の施設（屋内の排水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (4) 使用者 排水設備により汚水を処理施設に排除してこれを使用する者をいう。

(東松島市農業集落排水処理施設条例の規定の準用)

第 4 条 汚水処理施設の管理等に関することについて、東松島市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 130 号）第 4 条から第 8 条まで及び第 14 条に掲げる規定を準用する。

(東松島市下水道条例の規定の準用)

第 5 条 汚水処理施設の使用等に関することについて、東松島市下水道条

例（平成 17 年東松島市条例第 152 号）第 18 条から第 20 条まで並びに第 25 条及び第 26 条に掲げる規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは、「汚水処理施設」と読み替えるものとする。

（委 任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の日の前日までに、合併前の矢本町小松台汚水処理施設条例（平成 16 年矢本町条例第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

9) 東松島市小松台污水处理施設条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 103 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、東松島市小松台污水处理施設条例(平成 17 年東松島市条例第 154 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(東松島市農業集落排水処理施設条例施行規則の規定の準用)

第 2 条 污水处理施設の運用等に関することについて、東松島市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成 17 年東松島市規則第 77 号)を準用する。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町小松台污水处理施設条例施行規則(平成 16 年矢本町規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。



## 10) 東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

訓令甲第131号

### (目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の普及を促進し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽及び既設の単独処理浄化槽の処理水と生活雑排水を併せて処理する変則合併処理浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するもので、法第4条第1項に規定する構造基準に適合し、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知(平成4年10月30日付け衛浄第34号)に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの(以下「国庫補助指針適合浄化槽」という。)をいう。
- (3) 住宅 主に居住の用に供する建物又は建物の一部を居住の用に供する建物をいう。ただし、管理及び別荘の用に供する建物を除く。
- (4) 事業所 主に事業の用に供する個人所有建物で、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する建物をいう。
- (5) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料をいう。

(補助対象地域)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる地域は、次の各号に掲げる区域を除いた地域とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第3号に規定する下水道の整備区域として都市計画決定した区域(以下「公共下水道全体計画区域」という。)
- (2) 農業集落排水事業実施要綱(昭和58年4月4日付58構改D第271号)に基づく農業集落排水事業の事業採択区域
- (3) 漁業集落環境整備事業実施要領(昭和53年7月10日付53水港第3598号)に基づく漁業集落排水施設の整備採択区域
- (4) 東松島市小松台汚水処理施設条例(平成17年東松島市条例第154号)に基づく汚水処理区域

2 前項の規定にかかわらず公共下水道全体計画区域内で下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定に基づく事業の認可を受けていない区域は、補助対象地域とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助金対象地域内において、住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 借りている住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 住宅及び事業所を販売する目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 住宅及び事業所を賃貸する目的で合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 市税等を滞納している者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の区分に定める限度額以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ合併処理浄化槽設置整備

事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 建築確認通知書の写し又は法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (4) 設置場所の位置図
- (5) 合併処理浄化槽の工事請負契約書の写し
- (6) 10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合は、国庫補助指針適合浄化槽を示す全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が交付する登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 市税等の納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業計画変更承認申請書(様式第5号)又は合併処理浄化槽設置整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更した場合について準用する(様式第7号)。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (5) 浄化槽の工事工程を確認できる写真
- (6) 浄化槽の使用開始報告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金確定通知書(様式第11号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第12号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(工事状況の現場確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(準用)

第15条 排水設備の設置基準等に関する事項は、東松島市下水道条例施行規則(平成17年東松島市規則第100号)を準用する。

2 指定店に関する事項は、東松島市排水設備指定工事店に関する規則(平成17年東松島市規則第101号)を準用する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成15年矢本町訓令甲第43号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年11月30日訓令甲第225号)

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年9月8日訓令甲第39号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日訓令甲第16号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 区分		2 限度額(単位:円)		
		(ア)	(イ)	(ウ)
浄化槽種別\対象地域等		要綱第3条第1項に規定する補助対象地域において、要綱第2条第3号に規定する住宅に設置するもの	要綱第3条第2項に規定する補助対象地域において、要綱第2条第3号に規定する住宅に設置するもの	要綱第3条第1項及び第2項に規定する補助対象地域において、要綱第2条第4号に規定する事業所に設置するもの
合併処理浄化槽	5人槽	400,000	342,000	342,000
	7人槽	500,000	414,000	414,000
	10人槽	650,000	537,000	537,000
	11~20人槽	939,000	939,000	—
	21~30人槽	1,566,000	1,566,000	—
	31~50人槽	2,058,000	2,058,000	—
	51人槽以上	2,349,000	2,349,000	—
変則合併処理浄化槽	5人槽	400,000	342,000	342,000
	7人槽	500,000	414,000	414,000
	10人槽	650,000	537,000	537,000
	11~20人槽	939,000	939,000	—

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

年度合併処理浄化槽設置整

備事業補助金交付申請書

東松島市長 様

	申請者	住所	
		氏名又は名称及び代表者名	印
		電話番号	

年度において、次のとおり合併処理浄化槽を設置したいので東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 収支予算書(様式第3号)

施工業者名：

電話番号：

担当者名：

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

1	設置場所の地名地番	東松島市 字
2	住宅等所有者	1本人 2共有( 人) 3その他( )
3	住宅延面積	m2
4	着工予定年月日	年 月 日
5	事業完了予定年月日	年 月 日
6	摘要	新築・改築・増築・トイレ改造・その他( )

経費の配分

浄化槽の規模	工事費	左の負担区分		摘要
		市補助金	自己負担	
人槽				



(添付書類)

- 1 建築確認通知書の写又は法第5条第2項の機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- 2 設置場所の位置図
- 3 合併処理浄化槽の工事請負契約書の写し
- 4 10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合は、国庫補助指針適合浄化槽を示す全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が交付する登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- 5 収支予算書
- 6 市税等の納税証明書
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)

### 収支予算書

<収入>

(単位：

円)

区分	予算額	備考
市補助金		人槽
自己負担金		
合計		

<支出>

区分	予算額	備考
合併処理浄化槽設置工事		

様式第4号(第7条関係)

補助金交付決定通知書

住所		
氏名又は名称及び代表者名		様

年 月 日付けで申請のあった 年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

東松島市長

印

1 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

(2) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長にその旨届け出てその承認を受けなければならない。

(ア) 上記(1)に定める期限までに補助事業を完了することができないとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

3 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

#### 4 補助金の確定

市長は、3の規定に基づき提出された実績報告書を審査し、事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。

#### 5 補助金の請求

補助金は、4の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求に基づき交付する。

#### 6 補助金の交付取消し

市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

#### 7 補助金の返還

市長は、補助金の交付を取り消した場合、補助金の返還を命ずることができる。

様式第5号(第8条関係)

年度合併処理浄化槽設置

整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

東松島市長 様

	住所		
	氏名又は名称及び代表者	印	

	名		
--	---	--	--

年 月 日付け第 号で交付の決定があった合併処理浄化槽設置整備事業の内容を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 変更の理由	
2 変更の内容	

様式第6号(第8条関係)

年度合併処理浄化槽設置整備  
事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

東松島市長 様

	住所		
	氏名又は名称及び代表者 名	印	

年 月 日付け第 号で交付の決定があった合併処理浄化槽設置整備事業について次のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

1 中止(廃止)の理由	
2 中止の期間及び今後の見通しと対策	

様式第7号(第8条関係)

第 号

住所		
氏名又は名称及び代表者名		様

年 月付けで申請のあった 年度合併処理浄化槽設置整備事業の事業計画変更については、東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により次の条件を付してこれを承認する。

ただし、年 月 日付け第 号による補助金の額  
「金 円」を「金 円」に変更交付する。

年 月 日

東松島市長

印

1 交付の条件については、年 月 日付け第 号による指令  
のとおりとする。

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

年度合併処理浄化槽設置

整備事業実績報告書

東松島市長 様

申請者	住所	
	氏名又は名称及び代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け第 号で交付の決定があった合併処理浄化槽  
設置整備事業について次のとおり実施したので東松島市合併処理浄化槽設置整備事  
業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業実績書(様式第9号)

2 収支精算書(様式第10号)

3 その他

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽の工事工程を確認できる写真

① 浄化槽設備士が実地に監督をしていることを証する写真

② 基礎工事の状況を示す写真

③ 据付工事の状況を示す写真

④ かさ上げの状況を示す写真

(4) 浄化槽の使用開始報告書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

施工業者名：

電話番号：

担当者名：

様式第9号(第9条関係)

## 事業実績書

1 事業の目的

2 事業実施の内容

1 設置場所の地名地番	東松島市 宇
2 住宅等所有者	1本人 2共有( 人) 3その他( )
3 住宅延面積	m2
4 着工年月日	年 月 日
5 事業完了年月日	年 月 日
6 摘要	新築・改築・増築・トイレ改造・その他( )

### 経費の配分

浄化槽の規模	工事費	左の負担区分		摘要
		市補助金	自己負担	
人槽				

### 様式第10号(第9条関係)

### 収支精算書

<収入>

(単位：

円)

区分	予算額	備考
市補助金		人槽
自己負担金		
合計		



<支出>

区分	予算額	備考
合併処理浄化槽設置工事		

様式第11号(第10条関係)

年度合併処理浄化槽設置整  
備事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

東松島市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度合併処理浄化槽設置整備事業については、東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知する。

確定補助金額 円

交付決定補助金額 円

様式第12号(第11条関係)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

東松島市長 様

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日第 号で補助金交付額の確定通知のありました東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の支払を受けたいので、東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名			支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

1 1) 東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱事務取扱  
要領

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 132 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年東松島市訓令甲第 131 号。以下「要綱」という。）の運用上の細目を定めるものとする。

(補助対象地域)

第 2 条 要綱第 3 条に規定する「処理対象人員」は、設置する浄化槽の人槽とする。

2. 要綱第 3 条第 1 号に規定する「当分の間」とは、原則として 7 年以上とする。

(添付書類)

第 3 条 要綱第 6 条第 8 号に規定する「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。

(1) 建築確認通知書の写し及び浄化槽設置届の写し又は審査機関を経過した浄化槽設置の写し（いずれも受理済みのもの）

(2) 敷地内の給排水管図及び浄化槽配置図（平面図に記入したものの）

(3) 浄化槽構造図

(4) 小型合併処理浄化槽の機能保証制度に基づき保証登録されていることを示す書類

(5) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会終了証の写し又は昭和 63 年以降に浄化槽法第 42 条第 1 項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し

2. 要綱第 9 条第 5 号に規定する「浄化槽の工事工程を確認できる写真」とは、次に掲げるものとする。

(1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

(2) 基礎工事の状況を示す写真

(3) 据付工事の状況を示す写真

- (4) 嵩上げの状況を示す写真
- (5) プロアーの設置状況を示す写真
- (6) 完成後の写真

3. 要綱第9条第7号に規定する「市長が必要と認める書類」とは、  
施工状況確認票とする。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱事務取扱要領(平成 15 年矢本町訓令甲第 44 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

## 1 2) 東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

訓令甲第133号

### (目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置し、その管理を行う者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の普及及び適切な管理を促進し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年東松島市訓令甲第131号。以下「設置要綱」という。)第2条第1号の規定による。
- (2) 合併処理浄化槽 設置要綱第2条第2号の規定による。

### (補助対象地域)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる地域は、設置要綱第3条の規定による。ただし、公共下水道第4次認可区域については供用開始されていない区域を含むものとする。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、補助金対象地域内の住宅に、設置要綱に基づき合併処理浄化槽を設置又は既に自己の負担により合併処理浄化槽を設置している者に対し予算の範囲内で設置した翌年度から維持管理費補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 設置要綱第4条各号に該当するもの
- (2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第10条の規定により浄化槽の保守点検及び清掃を行わない者
- (3) 専ら事業の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置した者

(4) 季節的に使用する建物に合併処理浄化槽を設置した者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は別表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合は当該各号の金額とする。

- (1) 合併処理浄化槽の保守点検及び清掃に要する金額が別表の補助限度額に満たない場合はその金額
- (2) 維持管理期間が1年に満たない場合は別表の補助限度額を月割で算出した金額
- (3) 前2号の金額に千円未満の端数がある場合、これを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (4) 浄化槽の維持管理契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若

しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽維持管理事業計画変更承認申請書(様式第5号)又は合併処理浄化槽維持管理事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更した場合に準用する(様式第7号)。

#### (実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る当該年度の3月20日までに、合併処理浄化槽維持管理補助事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 浄化槽保守点検及び清掃管理の履行を確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽維持管理事業補助金確定通知書(様式第11号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の決定後、合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付請求書(様式第12号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

#### (補助金の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。



(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱(平成15年矢本町訓令甲第45号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月6日訓令甲第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日訓令甲第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日に、この訓令による改正前の東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第3条の規定による補助対象区域及び第7条の規定により交付決定を受けた補助金の額については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

浄化槽種別	区分	補助限度額(年額)
-------	----	-----------

合併処理浄化槽	5人槽まで	14,000円
	6～7人槽	16,000円
	8～10人槽	27,000円
	11人槽を超えるもの	27,000円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

年度合併処理浄化槽維持  
管理事業補助金交付申請書

東松島市長 様

申請者	住所	
	氏名又は名称及び代表者 名	印
	電話番号	

年度において、次のとおり合併処理浄化槽を維持管理したいので東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業計画書(様式第2号)

2 収支予算書(様式第3号)

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

1 事業の目的

合併処理浄化槽管理の為

2 事業の内容

1 設置場所の地名地番	東松島市 字
2 住宅等所有者	1本人 2共有( 人) 3その他( )
3 浄化槽管理者名	
4 浄化槽の規模	人槽
5 設置年月日	年 月 日
6 世帯人員	人

経費の配分

浄化槽の規模	管理費(年額)	左の負担区分		摘要
		市補助金	自己負担	
人槽				

(添付書類)

- 1 設置場所の位置図
- 2 管理契約書の写し
- 3 収支予算書

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

<収入>

(単

位：円)

区分	予算額	備考
市補助金		
自己負担金		
合計		

<支出>

区分	予算額	備考
浄化槽保守点検及び清掃費		

様式第4号(第7条関係)

第 号

補助金交付決定通知書

住所		
氏名又は名称及び代表者名	様	

年 月付けで申請のあった 年度合併処理浄化槽維持管理事業  
については、東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第7条の規定に  
より次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

東松島市長 印

#### 1 交付条件等

(1) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長にその旨届け出てその承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 2 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

#### 3 実績報告

補助対象者は、3月20日までに実績報告書を提出しなければならない。

#### 4 補助金の確定

市長は、3の規定に基づき提出された実績報告書を審査し、事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

#### 5 補助金の請求

補助金は、4の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求に基づき交付する。

#### 6 補助金の交付取消し

市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

7 補助金の返還

市長は、補助金の交付を取り消した場合、補助金の返還を命ずることができる。

様式第5号(第8条関係)

年度合併処理浄化槽維持  
管理補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

東松島市長 様

	住所		印
	氏名又は名称及び代表者 名		

年 月 日付け第 号で交付の決定があった合併処理浄化槽維持管理事業の内容を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 変更の理由	
---------	--

2 変更の内容	
---------	--

様式第6号(第8条関係)

年度合併処理浄化槽維持  
管理補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

東松島市長 様

	住所	
	氏名又は名称及び代表者名	印

年 月 日付け第 号で交付の決定があった合併処理浄化槽維持管理事業について次のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

1 中止(廃止)の理由	
2 中止の期間及び今後の見通しと対策	

様式第7号(第8条関係)

第 号

住所		
氏名又は名称及び代表者名		様

年 月 日付けで申請のあった 年度合併処理浄化槽維持管理事業の事業計画変更については、東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により次の条件を付してこれを承認する。

ただし、年 月 日付け第 号による補助金の額  
「金 円」を「金 円」に変更交付する。

年 月 日

東松島市長 印

1 交付の条件については、年 月 日付け第 号による指令  
のとおりとする。

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

年度合併処理浄化槽維持



管理補助事業実績報告書

東松島市長 様

申請者	住所		
	氏名又は名称及び代表者 名	印	
	電話番号		

年 月 日付け第 号で交付の決定があった合併処理浄化槽維持管理事業について次のとおり実施したので、東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実績書(様式第9号)
- 2 収支精算書(様式第10号)
- 3 その他
  - (1) 浄化槽の保守点検及び清掃管理報告書の写し

様式第9号(第9条関係)

事業実績書

- 1 事業の目的
  - 合併処理浄化槽管理のため

## 2 事業実施の内容

1 設置場所の地名地番	東松島市 字
2 住宅等所有者	1本人 2共有( 人) 3その他( )
3 浄化槽管理者名	
4 浄化槽の規模	人槽
5 設置年月日	年 月 日
6 世帯人員	人

### 経費の配分

浄化槽の規模	管理費(年額)	左の負担区分		摘要
		市補助金	自己負担	
人槽				

### 様式第10号(第9条関係)

### 収支精算書

<収入>

(単

位：円)

区分	予算額	備考
市補助金		
自己負担金		
合計		

<支出>

区分	予算額	備考
浄化槽保守点検及び清掃費		

様式第11号(第10条関係)

年度合併処理浄化槽維持

管理事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

東松島市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度合併処理浄化槽維持管理事業については、東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり確定したので通知する。

確定補助金額 円

交付決定補助金額 円

様式第12号(第11条関係)

合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付請求書

年 月 日

東松島市長 様

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付け第 号で補助金交付額の確定通知のありました東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金の支払いを受けたいので、東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
-------	--	-----	--

口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

## 東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 133 号

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置し、その管理を行う者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の普及及び適切な管理を促進し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年東松島市訓令甲第 131 号。以下「設置要綱」という。）第 2 条第 1 号の規定による。

(2) 合併処理浄化槽 設置要綱第 2 条第 2 号の規定による。

### (補助対象地域)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる地域は、設置要綱第 3 条の規定による。

### (補助金の交付)

第 4 条 市長は、補助金対象地域内の住宅に、設置要綱に基づき合併処理浄化槽を設置又は既に自己の負担により合併処理浄化槽を設置している者に対し維持管理費の一部を補助金として交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 設置要綱第 4 条第 1 号により設置した者

(2) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 10 条の規定により浄化槽の保守点検及び清掃を行わない者  
（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 合併処理浄化槽の保守点検及び清掃に要する金額のうち、東松島市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 130 号）第 10 条に定める金額を除いた金額

(2) 合併処理浄化槽の機器類の交換に要する金額のうち、自己の負担額を除いた金額

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(3) 法第 5 条第 2 項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

(4) 設置場所の位置図

(5) 浄化槽の維持管理契約の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2. 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知する。

（変更承認申請書）

第 8 条 前条第 2 項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽維持管理事業計画変更承認申請書（様式第

5号)又は合併処理浄化槽維持管理事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 前条の規定は、前項の規定により変更した場合に準用する(様式第7号)。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る当該年度の3月20日までに、合併処理浄化槽維持管理補助事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 浄化槽法定検査結果の写し
- (4) 浄化槽保守点検及び清掃管理報告書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付を確定し、合併処理浄化槽維持管理事業補助金確定通知書(様式第11号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の決定後、合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付請求書(様式第12号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱（平成 15 年矢本町訓令甲第 45 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。



13) 東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱事務取扱要領

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 134 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、東松島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱（平成 17 年東松島市訓令甲第 133 号。以下「要綱」という。）の運用上の細目を定めるものとする。

(添付書類)

第 2 条 要綱第 6 条第 6 号に規定する「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。

(1) 国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）

(2) 小型合併処理浄化槽の機能保証制度に基づき保証登録されていることを示す書類

(補助金の額)

第 3 条 要綱第 5 条第 2 号に規定する「自己の負担額」については、当該費用の 2 割とする。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱事務取扱要領（平成 15 年矢本町訓令甲第 46 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 14) 東松島市排水設備指定工事店に関する規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 101 号

##### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、東松島市下水道条例（平成 17 年東松島市条例第 152 号）第 6 条及び東松島市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 130 号）第 5 条第 3 項並びに東松島市漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年東松島市条例第 147 号）第 7 条の規定に基づき、東松島市排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定 義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備指定工事店 排水設備等工事の施行ができるものとして市長が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- (2) 排水設備工事責任技術者 市長がこの規則に基づき、排水設備等工事の設計及び施行に関して技能を有する者として認め、登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

##### (指定の資格要件)

第 3 条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 宮城県に営業所があること。
- (2) 責任技術者が 1 人以上専属していること。
- (3) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

##### (指定の欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は、指定工事店の指定を受けることができない。

- (1) 工事業者（法人にあっては、代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合
- (2) 工事業者（法人にあっては、代表者）が第 19 条の規定によ

り責任技術者として登録を取り消されてから2年を経過していない場合

(3) 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

2. 前項第2号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の時期)

第5条 指定工事店の指定は、毎年4月に行う。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に指定することができる。

(指定の申請)

第6条 指定工事店として指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2. 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者(法人の場合は、その代表者)の履歴書及び身分証明書

(2) 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し

(3) 工事経歴書

(4) 従業員名簿

(5) 専属責任技術者名簿(様式第2号)及び責任技術者証の写し

(6) 最近1年の納税証明書及び資産証明書

(7) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定工事店の指定)

第7条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2. 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5

年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを短縮することができる。

3. 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

4. 指定工事店は、第 11 条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定の更新)

第 8 条 指定工事店が、指定の有効期間が満了し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、その満了の 30 日前までに様式第 1 号による申請書を市長に提出しなければならない。

2. 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第 6 条第 2 項の規定を準用する。

(指定工事店の誠実義務)

第 9 条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則及びこの規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備等工事を施行しなければならない。

2. 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は、適正な工費で施行しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(5) 工事は、条例第 6 条に規定する排水設備等工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ、設計し、又は施行してはならない。

(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(異動の届出)

第 10 条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 組織を変更したとき。
- (3) 代表者に異動があったとき。
- (4) 商号を変更したとき。
- (5) 営業所を移転したとき。
- (6) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第 11 条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 法令、条例及びこの規則の規定に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。
- (3) 第4条第1項第1号の欠格条項に該当することとなったとき。
- (4) 第9条に規定する誠実義務に違反したとき。
- (5) 不当に多額の工事費を要求し、又は受けたとき。
- (6) 営業を廃止したとき、又は引き続いて1年以上営業を中止したとき。

2. 前項の規定の適用により指定工事店が損失を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(指定工事店の公示)

第 12 条 市長は、指定工事店を指定し、又は指定を停止し、若

しくは取り消したときはその都度公示するものとする。

(責任技術者の認定と登録)

第 13 条 市長は、条例第7条に規定する責任技術者についての認定を行い、これを登録するものとする。

2. 現に登録を受けている他の市町村と重複して東松島市の責任技術者として認定を受けようとする者は、現に登録を行っている他の市町村の登録を証する書面を提出し、東松島市排水設備等工事責任技術者名簿に氏名、生年月日等所要事項の登録を受けなければならない。

(責任技術者の責務)

第 14 条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規則並びにこの規則その他市長が定めるところに従い、排水設備等工事の設計及び施行(監理を含む。)に当たらなければならない。

2. 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

3. 責任技術者は、2以上の指定工事店に所属してはならない。

(責任技術者の登録資格)

第 15 条 市長は、責任技術者の技能を認定するため、排水設備工事責任技術者試験(以下「統一試験」という。)を、別に指定する者(以下「指定試験機関」という。)に委託して実施し、合格した者は、第13条に定める責任技術者として登録を受ける資格を有するものとする。

2. 他の市町村で実施した試験に合格し、かつ、登録している責任技術者は、登録更新後指定試験機関が実施する更新講習を受講している場合には、前項で行う統一試験に合格した責任技術者とみなす。

3. 前項に定める者が第17条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(登録)

第 16 条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、排水設備工事責任技術者登録申請書(新

規・更新)(様式第5号。以下「登録申請書」という。)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し及び写真

(2) 前条に規定する登録資格を有することを証する書類

2. 市長は、第15条第1項の登録資格を有する者から前項の申請があったときは、排水設備工事責任技術者証(様式第6号。以下「登録証」という。)を交付しなければならない。

3. 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを短縮することができる。

4. 責任技術者は、登録証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第17条 責任技術者は、他の市町村に登録替えをする場合は、登録抹消申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2. 市長は、前項の規定により申請があったときは、登録抹消証明書(様式第8号)を交付する。

(登録の更新及び更新講習)

第18条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までに、あらかじめ指定試験機関が行う更新講習を受講し、その修了証及びその他必要な書類を添えて登録申請書を提出し、登録の更新を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し又は一時停止)

第19条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を越えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めるとき。

2. 市長は、第1項の規定により登録を取消し又は一時停止したときは、本人に通知し、登録証を返納させるものとする。

3. 前2項の処分による損失については、市長は、その責めを負わない。

(工事の調査等)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店の施行に係る工事及び工事材料若しくはその事務内容について調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町排水設備指定工事店に関する規則(平成 5 年矢本町規則第 23 号)又は鳴瀬町下水道排水設備指定工事店規則(平成 13 年鳴瀬町規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。



15) 東松島市排水設備指定工事業者等の資格審査等に関する要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 196 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、東松島市排水設備指定工事店に関する規則（平成 17 年東松島市規則第 101 号。以下「規則」という。）第 7 条、第 11 条、第 13 条及び第 19 条の規定による資格審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第 2 条 この要綱に基づく事項を厳正に執行するため、東松島市排水設備指定工事店資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定工事店として指定を受けようとするものの資格
- (2) 指定工事店の指定の停止又は取消し
- (3) 責任技術者の登録停止又は取消し

2. 委員会は、必要があると認めたときは、その審査事項の関係者の出席を求め事情を聴取し、又は意見を聴くことができる。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 下水道課長
- (2) 副委員長 下水道課補佐の職にあるもの
- (3) 委員 下水道課管理係 整備係 若干人

2. 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4. 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

5. 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。

6. 委員会の庶務は、下水道課において処理する。

(報 告)

第 5 条 委員会は、審査の結果を市長に報告しなければならない。

(法定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、速やかにその内容を決定し、その旨を関係者に通知するものとする。

(審査の基準)

第 7 条 指定工事店の指定を受けようとするものの審査の基準は、規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づくものとする。

2. 規則第 11 条及び第 19 条の規定に違反した者のその指定又は登録を一定期間停止し、若しくは取り消すことができる基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 別表第 1 に定める違反事項に対して付与される違反点数の累積点数が別表第 2 に定める点数に達したときは、同表に定める期間で指定又は登録の停止

(2) 指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を施工したときは、6 箇月以内の期間の指定又は登録の停止

(3) 違反行為により著しく住民の生命、財産又は下水道事業者に損害を与えたときは、指定又は登録の取消し

(違反点数の消滅)

第 8 条 前条第 2 項の規定により付与された違反点数は、違反点数を付与された日から 2 年間無違反のときは、その違反点数が消滅する。

2 指定又は登録の停止処分を受けてから 3 年以内に同等以上の処分を受けたときは、以降の違反に対する付与点数を倍にする。

(指定又は登録期間を超えて処分したときの処分)

第 9 条 指定又は登録期間を超えて処分したときは、処分の期間中での指定又は登録の更新を行わないものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条関係）〈付与点数基準〉

違反種別		違反点数	
		指定店	責任技術者
1	正当な理由なく市の下水道施設及び排水設備を操作したとき。	50	50
2	無許可で新築工事、増改造工事を施行したとき。	50	50
3	無許可で撤去工事施行したとき。	50	50
4	責任技術者の名義を借用又は貸与したとき。	50	50
5	工事指定店の名義を貸与したとき。	50	—
6	新設等の申請書を提出し、確認を受けた日から正当な理由なく3月以上施工しないとき。	50	20
7	埋設物及び構造物等に損害を及ぼしたとき。	20	20
8	市長が承認した材料器具以外のものを使用したとき。	30	30
9	工事完了後5日以内に完了届を提出しないとき。	30	30
10	検査時の指摘事項を15日以上放置したとき。	50	50
11	不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。	50	10
12	責任技術者資格証の不携帯	5	10
13	工事申込み又は修繕の申込みに対し相当の理由なく拒んだとき。	50	—
14	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	30	50
15	再検査が多発したとき（3回ごと）。	50	50
16	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可なくして施行したとき。	50	50
17	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき（1件当たり）。	50	50
18	指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき。又は引き続き1年以上営業を中止したとき。	10	—
19	その他条例、規則等に違反したとき。	50	50

別表第2（第7条関係）

付与点数法

〈処分基準〉

違反点数	処分
100点に達したとき	1月停止
150点に達したとき	3月停止
200点に達したとき	6月停止
250点に達したとき	1年停止
300点に達したとき	取消し

16) 東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

平成17年4月1日

条例第153号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき受益者負担金(以下「負担金」という。)を賦課し、及び徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(排水区域の公告)

第3条 市長は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(単位負担金)

第4条 負担金の額は、別表のとおりとする。

(各受益者の負担金の額)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、前条の規定により定めた負担金に当該受

益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

第6条 市長は、毎年度の当初に当該年度内に事業を施行することを予定し、又は前年度に事業が完了し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定に基づき負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、一括で徴収するものとする。ただし、受益者が一括で納付することが困難な場合は、5年に分割して徴収することができる。また、第10条に定める徴収猶予を受けた受益者の負担金は、市長が別に定めるところによる。

(負担金の一括納付報奨金)

第8条 市長は、受益者が負担金を一括で納付したときは、当該受益者に報奨金を交付することができる。

(負担金の納付等)

第9条 第7条第4項の規定による各年度に納付すべき負担金の納期は、次のとおりとし、各納期に納付すべき負担金の額は、同条第1項の規定により定めた負担金の額を20で除して得た額とする。この場合、100円未満の端数があるときは、初年度第1期の納付額に加算するものとする。

第1期 6月16日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 12月1日から同月30日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、納期及びその納期に納付すべき負担金の額を別に定めることができる。

(負担金の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(負担金の減免)

第11条 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地については、負担金を徴収しないものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。
- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
  - (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
  - (3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
  - (4) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
  - (5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第12条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第13条 市長は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を1つの排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

(延滞金及び督促手数料)

第14条 市長は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年14.5パーセント(納付期日の翌日から1月を経過する日までの期日については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

- 2 市長は、受益者に督促を発したときは督促手数料を徴収する。
- 3 前2項に規定する延滞金及び督促手数料の徴収方法については、東松島市税外収入金の督促並びに督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年東松島市条例第53号)の例による。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の矢本町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成9年矢本町条例第2号)又は鳴瀬町都市計画下水道事業受益



者負担に関する条例(平成9年鳴瀬町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月25日条例第40号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

流域関連公共下水道における受益者負担金の負担額は、以下の表による。

負担区	負担額
旧矢本町(第1次認可から第3次認可)	矢本町矢本、赤井、大曲の賦課対象区域として公告している区域における負担金の額、1平方メートル当たり370円とする。
旧鳴瀬町(第1次認可から第3次認可)	鳴瀬町小野、牛網、浜市、野蒜、新東名、大塚の賦課対象区域として公告している区域における負担金の額、定額90,000円(1区画)及び1平方メートル当たり60円とする。
東松島(第4次認可)	賦課対象区域として公告している区域における負担金の額、1平方メートル当たり290円とする。

## 17) 東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第102号

### (趣旨)

第1条 この規則は、東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年東松島市条例第153号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (一時使用)

第2条 条例第2条第1項ただし書の一時使用とは、建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に係る使用で、その契約に存続期間の定めのないもの又は存続期間が10年未満のものをいう。

### (受益者の地積)

第3条 条例第5条に規定する負担金の額の算定基準となる土地の地積は、土地課税台帳又は土地登記簿によるものとし、条例第2条第2項に規定する仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。

2 市長は、前項の規定により難いと認めるとき、又は必要があると認めるときは、実測その他の方法による。

### (受益者の申告)

第4条 条例第6条の規定により公告された賦課対象区域の土地に係る受益者は、市長の定める日までに下水道事業受益者申告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があったときは、当該受益者のうちから代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

### (負担金の通知)

第5条 条例第7条第3項の規定による納付すべき負担金の額及び納付期日の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書(様式第2号)による。

2 条例第12条の規定による承継のあった場合における承継後の負担金の額及び納付期日は、前項の例により通知する。

### (負担金の納付)

第6条 条例第9条の規定による負担金の納付は、下水道事業受益者負担金納付通知書(様式第3号)による。

### (報奨金の交付)

第7条 受益者が条例第7条第1項の規定により賦課された負担金の全額を初年度の初回の納期までに納付したときは、その金額の1割に相当する額を当該受益者に全額一括納付報奨金として交付する。

ただし、国又は地方公共団体が受益者であるときは、これを交付しない。

- 2 前項の全額一括納付報奨金は、賦課された負担金から差し引いて納付することができるものとし、報奨金清算処理に係る一切の取扱いを市長に委任したものとする。

(端数計算)

第8条 条例第5条に規定する受益者の負担金の額は、1筆又は1区画ごとに計算するものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 条例第14条に規定する延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその負担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額及びその全額を切り捨てる。

(過誤納金の取扱い)

第9条 市長は、受益者の過誤納に係る負担金、督促料及び延滞金(以下「徴収金」という。)があるときは、遅滞なく還付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、当該受益者につき未納に係る徴収金があるときは、前項の規定にかかわらず、過誤納に係る徴収金を充当することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により過誤納に係る徴収金を還付し、又は未納に係る徴収金に充当する場合においては遅滞なく当該受益者に対し、下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書(様式第4号)により通知する。

(還付加算金)

第10条 市長は、過誤納金を受益者に還付し、又は徴収金に充当するときは、その過誤納金が納付された日の翌日から還付の日又は充当の日までの期間の日数に応じ、当該金額が100円以上(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)であるときは、年7.25パーセントの割合を乗じて計算した金額を、その還付又は充当すべき金額に加算する。

(繰上徴収)

第11条 市長は、既に負担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期の到来前であってもその納期限を繰り上げて負担金を徴収することができる。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって滞納処分を受けたとき。
- (2) 強制執行を受けたとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 担保権の実行としての競売が開始されたとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。
- (7) 偽りその他不正の行為により負担金を免れようとしたとき。

(負担金の徴収猶予)

第12条 条例第10条の規定による負担金の徴収の猶予の期間は、2年を限度とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、一定の期間に限りその期間を延長することができる。

2 条例第10条の規定により負担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第1に定める基準により、その可否について決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第6号)により当該受益者に通知する。

(負担金の徴収猶予の取消し)

第13条 市長は、前条第2項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた受益者について、徴収の猶予を継続することが適当でないとき、その徴収の猶予を取消しすることができる。

2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、当該取消しを受けた受益者に対し、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第7号)により通知する。

(徴収猶予の解除に伴う負担金の賦課及び徴収)

第14条 市長は、負担金の徴収猶予を解除した場合、その負担金を一括で徴収するものとする。ただし、一括で納付することが困難な場合は、5年に分割して徴収することができる。

(負担金の減免)

第15条 条例第11条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金決定通知書を受け取った日又は減免の理由が発生した日から14日以内に下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第2に定める基準により、その可否について決定し、下水道事業受益者負担金減免(却下)決定通知書(様式第9号)により当該受益者に通知する。

(受益者変更の申告)

第16条 条例第12条の規定による受益者の変更があった場合の届出は、下水道事業受益者変更申告書(様式第10号)による。

(納付管理人の申告)

第17条 受益者は、市内に住所又は事務所等を有しない場合は、負担金納付に関する事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから納付管理人を定め、下水道事業受益者負担金納付管理人申告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止した場合も同様とする。

(住所等変更の申告)

第18条 受益者又は納付管理人が住所又は事務所を変更したときは、遅滞なく受益者(納付管理人)住所

等変更申告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(不申告に係る認定)

第19条 市長は、この規則の規定により申告すべき事項について、申告のない場合、又は申告内容が事実と異なると認めた場合においては、申告によらないで認定をすることができる。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成9年矢本町規則第3号)又は鳴瀬町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成9年鳴瀬町規則第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際第3次認可区域までの徴収猶予申請は、この規則の施行の日の前日までに行われたものとみなすことができる。

4 この規則の施行の際現に合併前に徴収猶予を受けている者は、この規則の規定への移行処理が完了し通知がなされる日までは、第14条の規定は、適用しないことができる。

附 則(平成20年12月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第12条関係)

##### 下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	徴収予定額
① 土地等の現況が田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地	全額
② 係争地に係る土地	同上
③ くみ取便所が設置されている土地(一般住宅地に限る。)	同上
④ 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病氣又は負傷により長期療養を必要とするとき	市長の認定する金額
⑤ 受益者とその財産につき災害、震災風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき	同上
⑥ その他市長が特に必要と認めたとき	同上

別表第2(第15条関係)

下水道事業受益者負担金減免基準

該当条項	減免区分	減免率(%)
条例第11条第1項	道路、公園、河川、水路等	100
条例第11条第2項(1) 国、地方公共団体が公用に供する土地	(1) 学校等用地 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、幼稚園等の学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条に規定する各種学校の用地	75
	(2) 社会福祉施設用地 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設等の用地	
	(3) 一般庁舎用地 国、地方公共団体の一般庁舎用地	50
	(4) 病院用地 公立病院	25
	(5) 有料の公務員宿舍用地 公務員宿舍職員寮等の用地	
	(6) 社会教育施設用地 図書館、公民館等の社会教育施設用地、市体育館	75
	(7) 文化財施設用地 文化財保護法(昭和25年法律第214号)、文化財保護条例(昭和25年宮城県条例第49号)及び東松島市文化財保護条例に基づき指定された重要文化財等の用地	100
	(8) 消防施設用地 防火水槽、ポンプ置場等の消防施設用地	
	(9) 公営住宅用地 公営住宅の敷地	0
	(10) 普通財産である土地	
条例第11条第2項(2)	地方公営企業法適用の水道事業等の特別会計に属する行政財産	25
条例第11条第2項 (3)	(1) 生活保護法による生活扶助を受けている者が所有又は使用に係る用地	100

	(2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者	50
条例第11条第2項(4)	下水道事業のため土地物件、金銭を提出した者の所有又は使用に係る土地	市長認定
条例第11条第2項(5)	(1) 国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の用地 学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条に規定する各種学校で国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の用地 (直接教育の用に供する施設の用地に限る)	75
	(2) 社会福祉法人がその事業のため設置する施設の用地 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業のため設置する施設の用地 (現にその本来の目的に使用しない土地を除く)	
	(3) 宗教法人がその目的のため使用する土地 (現にその本来の目的に使用しない土地を除く) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条第2項に規定する境内地として所有し、又は使用している土地	50
	(4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地	100
	(5) 地域の自治的団体が所有又は使用している集会場等の施設の用地	
(6) 消防団が消防用備品を格納する建物等の設置のために所有又は使用している土地		
(7) 公道に準ずる私道		
(8) 土地の状況により公共下水道施設による汚水の排除が不可能な土地		
(9) JR東日本鉄道所有又は使用に係る		

	土地	
	ア 踏切、駅前広場、軌道敷	100
	イ 鉄道事業の用に供しない土地	0
	ウ その他の土地	50
	(10) その他市長が特に減額し、又は免除する必要があると認められる土地	市長認定

様式第1号(第4条関係)

〒   様	(表)	世帯番号	
		年度	
		整理番号	

下水道事業受益者申告書( 年度申告)

年 月 日

東松島市長 様

東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第4条第1項の規定により申告します。

土地所有者 住所 〒

(代表者)

氏名

印

電話番号

番号	土地の所在			地目		地積 m2	受益者が土地所有者以外の場合に記入してください。			
	字	地番	枝番	台帳	現況		権利の種類	地積 m2	住所	氏名
										印
										印
										印
										印
										印

(注) 裏面を良く読んで記入してください。

(裏)

申告される時の注意点

- 1 この申告書は、受益者負担金を納める人を決めるのに必要となりますので、下水道事業受益者負



担金の賦課対象区域として告示された区域内の土地所有者又は権利者が提出してください。

2 表記の土地について、地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利の設定(一時使用の場合を除く。)がされている場合は、権利者が受益者となりますから、権利者の住所、氏名等を記入押印の上、提出してください。

※一時使用とは、建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に係る使用で、その契約に存続期間の定めのないもの又は存続期間が10年未満のものをいいます。

3 同一の土地について、2人以上の受益者がある場合は、協議の上、代表者を定め、その代表者が申告してください。

4 申告は、記載事項を確認して相違(異動)がある場合は、その箇所を訂正し、所定事項欄に住所、氏名等を記入押印の上、提出してください。

5 この申告書は、 年 月 日( )までに東松島市下水道課へ必ず提出してください。

6 この申告書についてのお問い合わせは、下記へお願いします。

東松島市 下水道課 電話番号 0225(82)1111

様式第2号(第5条関係)

(表)

〒	下水道事業受益者負担金決定通知書	年 月 日
様	あなたの下水道事業受益者負担金を次のとおり決定しましたので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。	東松島市長 印

行政区	世帯番号	整理番号	年度別納 付額	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
					6月30日	8月31日	10月31日	12月30日
受益地積	1m2当り 負担金額	負担金決 定額 (A)		年度				
m2	円	円		年度				
減免額 (B)	徴収猶予 額 (C)	差引負担 金額 (A) - (B) -(C)		年度				
円	円	円		年度				

受益地の内訳	負担	徴収猶予	減免	差引
--------	----	------	----	----

字	地番	枝番	台帳 地目	現況 地目	地積 m2	金額 (円)	事由	期間	金額 (円)	事由	率 %	金額 (円)	負担 金額 (円)
								年度					
								年度					
								年度					
								年度					
								年度					
								年度					
								年度					
								年度					
								年度					

(裏)

付記事項

1 賦課の根拠

この負担金は、東松島市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例に基づき、排水区域内の土地所有者又は権利者に賦課されます。

2 納付の方法

この負担金は、5年に分割し、年4回(通算20回)の納期により納めることとなります。納付通知書は、各年度ごとに送付しますので、それによって納めてください。

3 一括納付報奨金

この負担金は、5年分割で別に交付する納付書により納めていただきますが、国及び地方公共団体以外の受益者が第1年度の第1期に負担金の全額を納めていただいたときは、その金額の10パーセントに相当する額(100円未満の端数切り捨て)の報奨金を交付します。

4 受益者の変更

受益者に変更があったときは、速やかに下水道事業受益者変更申告書を提出してください。変更後の納期にかかる負担金は、新しい受益者が納付することとなります。

5 延滞金及び督促手数料

各期の納期限を過ぎてから納めるときは、その納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、納める額に年14.5パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合で計算した延滞金及び督促手数料100円(督促状発送以後)を徴収することとなります。

6 異議申立について

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日から起算して60日以内に、市長に対して、異議申立をすることができます。

7 問い合わせ先

この負担金についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

様式第3号(第6条関係)

年度下水道事業受益者負担金納付通知書			
			年 月 日
あなたの受益者負担金額を次のとおり決定しましたので、各納期限までに東松島市指定金融機関に納めてください。		東松島市長 印	
		通知書番号	
		公告年度	
		世帯番号	
〒	様	整理番号	
		期別	納付額
		第1期	円
		年 月 日から 同 月 日まで	
		第2期	円
		年 月 日から 同 月 日まで	
		第3期	円
		年 月 日から 同 月 日まで	
		第4期	円
		年 月 日から 同 月 日まで	
		納付合計額	円

様式第4号(第9条関係)

	整理番号	
下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書		
		第 号
		年 月 日

住所			
氏名		様	
電話番号			
東松島市長			印
次のとおり還付(充当)しますので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第9条第3項により通知します。			
年度		通知書番号	
期別	納付額(円)	納付義務額(円)	差引額(円)
1			
2			
3			
4			
還付金額			
充当金額			
充当後の還付金額			
充当内訳	年度	期別	金額
事由			
上記の金額を 年 月 日、口座振込みにより還付いたしますので、別添の支出調書及び還付請求書に住所、氏名及び振込先口座番号等を記入し、請求印を押印の上、 年 月 日までに請求してください。			

様式第5号(第12条関係)

整理番号	
下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書	
年 月 日	
東松島市長 様	
住所 受益者	

氏名					印
					電話番号
次の理由により下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、東松島市都市計画事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。					
徴収猶予を受けようとする受益知	土地の所在地	地目	地積	備考	
			m2		
	計		m2		
徴収猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで				
徴収猶予を受けたい金額	円				
徴収猶予を受けようとする理由					

様式第6号(第12条関係)

	整理番号	
下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書		
		第 号 年 月 日
住所		
氏名	様	
電話番号		
		東松島市長 印
年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、次のとおり決定したので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。		
(決定理由)		
東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条に該当(する・しない)から(猶予・却下)します。		

徴収猶予を受け ようとする受益 地	土地の所在地	地目	地積	備考
			m2	
	計		m2	
徴収猶予を受け たい期間	年 月 日から 年 月 日まで			
徴収猶予を受け たい金額	円			

様式第7号(第13条関係)

	整理番号			
下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書				
		第 号 年 月 日		
住所				
氏名	様			
電話番号				
		東松島市長 印		
年 月 日付けで通知のあった下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、次の事由により取り消しましたので、東松島市都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。				
徴収猶予を受け ようとする受益 地	土地の所在地	地目	地積	備考
			m2	

	計		m2
徴収猶予取消しの金額	円		
徴収猶予取消しの理由			

様式第8号(第15条関係)

		整理番号	
下水道事業受益者負担金減免申請書			
東松島市長 様			年 月 日
		住所	
		受益者	
		氏名	印
			電話番号
<p>次の理由により下水道事業受益者負担金の減免を受けたいので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第15条第1項の規定により申請します。</p>			
土地の所在地番	地目	地積	減免申請の理由
		m2	
計		m2	
(備考)			

様式第9号(第15条関係)

					整理番号	
下水道事業受益者負担金減免(却下)決定通知書						
					第 号	
					年 月 日	
住所 氏名 様 電話番号						
					東松島市長	印
年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者負担金の減免について、次のとおり決定しましたので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。						
(決定理由) 東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第11条に該当(する・しない)から(減免・却下)します。						
土地の所在地番	地目	地積	負担金額	減免率	減免額	差引負担金額
		m2	円	%	円	円
計		m2				
(備考)						

様式第10号(第16条関係)

					整理番号	
下水道事業受益者変更申告書						
					年 月 日	
東松島市長 様						
					新受益者	住所



	氏名	印
		電話番号
		旧受益者 住所
	氏名	印
		電話番号
		土地所有者 住所
	氏名	印
		電話番号

次の土地について受益者に変更があったので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第16条により申告します。

土地の所在地	地目	地積	異動地積	異動年月日	異動の原因
		m2	m2		

様式第11号(第17条関係)

	整理番号		
下水道事業受益者負担金納付管理人申告書			
		年 月 日	
東松島市長 様			
		住所	
		受益者 氏名	
		印	
		電話番号	
<p>東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第17条の規定により、負担金の納付に関する必要な事項を処理させるための納付管理人を次のとおり選定(変更・廃止)しましたので申告します。</p>			
	納付管理人	住所	
		ふりがな	
		氏名	印
		電話番号	

(備考)

様式第12号(第18条関係)

		整理番号	
受益者(納付管理人)住所等変更申告書			
東松島市長		様	年 月 日
		受益者 氏名	住所 印 電話番号
次のとおり受益者(納付管理人)の住所を変更したいので、東松島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第18条の規定により申告します。			
	新住所		
	旧住所		
(備考)			

## 18) 東松島市私道内公共下水道設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 197 号

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、市内の公共下水道処理区域内において、公共下水道が設置されていない私道に公共下水道を設置することにより、水洗化の普及促進と生活環境の向上を図ることを目的とする。

### (設置対象私道)

第 2 条 この要綱において、公共下水道の設置対象となる私道は、次に掲げる要件を備えている私道とする。

- (1) 現に通行の用に供されていること。
- (2) 私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続していること。
- (3) 私道の幅員は 1.8 メートル以上で公共下水道を設置し管理するのに支障がないこと。
- (4) 公共下水道を利用する家屋が 2 戸以上あること。ただし、同一所有権者が所有する家屋にあっては、1 戸とみなす。
- (5) 公共下水道設置工事完了後 3 年以内に全家屋で水洗化する確約が得られていること。
- (6) 私道の所有者その他これに準ずる権利を有する者（以下「所有者等」という。）全員が公共下水道設置及び維持管理上支障となる制限を加えない旨の承諾をしていること。
- (7) 私道の所有権その他これに準ずる権利の譲渡に当たって、前号に規定する要件を新たな権利者に引き継がれることを承諾していること。
- (8) 公共下水道設置希望者及び私道所有者等が下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする要件を備えていること。

### (申請及び決定)

第 3 条 公共下水道設置を希望する者は、代表者を定め私道内公共下水道設置申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 公共下水道設置申請人名簿（様式第 2 号）
- (2) 私道位置図及び申請人家屋見取図（様式第 3 号）
- (3) 土地使用承諾書（様式第 4 号）
- (4) 土地の登記簿謄本
- (5) 公図の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い可否を決定し、申請人に対し私道内公共下水道設置決定（却下）通知書（様式第 5 号）により通知する

ものとする。

(工事及び工事費)

第 4 条 市長は、前条第2項の規定に基づき設置を決定したときは、設置工事の計画を作成し、予算の範囲内で工事を行うものとする。

2. 前項の工事に係る費用は、市が負担するものとする。

(維持管理)

第 5 条 私道に設置した公共下水道施設の維持管理は市が行い、私道の維持管理は所有者等が行うものとする。

(施設の廃止及び変更)

第 6 条 施設の利用者又は私道の所有者等は、施設の廃止又は変更を必要とするときは、私道内公共下水道設置廃止(変更)申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2. 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い施設の廃止又は変更の可否を決定し、速やかに私道内公共下水道設置廃止(変更)決定(却下)通知書(様式第7号)により申請者に通知するとともに、施設の廃止若しくは変更を決定したときは、当該廃止又は変更の工事を行うものとする。この場合において、当該工事に係る費用は、私道所有者等及び施設利用者の負担とする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町私道内公共下水道設置要綱(平成9年矢本町訓令甲第3号)又は鳴瀬町私道内公共下水道設置基準要綱(平成8年鳴瀬町訓令甲第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

## 19) 東松島市公共下水道公共ます設置に関する要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 198 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、東松島市下水道条例(平成 17 年東松島市条例第 152 号。以下「条例」という。)第 2 条に規定する排水設備と取付管の間に設けられるます(以下「公共ます等」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共ます等の設置等)

第 2 条 公共ますの設置は、1 宅地に 1 個を原則とする。ただし、次のような場合は、この限りでない。

(1) 1 宅地であっても条例第 3 条排水設備を設置すべき者(以下「設置義務者」という。)が異なる場合は、それぞれ設置できるものとする。

(2) 1 宅地で排水系統が 2 系統以上に分かれている家屋で、技術的に 1 箇所にまとめることが不可能と判断される場合は、増設することができる。

2 公共ますの設置については、設置義務者及び市の監督員が現地立会いの上で決定するものとし、公共ますの設置場所は民有地の 1メートル以内とする。ただし、維持管理上支障が生ずるおそれがある場合には、公有地に設置することができる。

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号により公共下水道に接続するため公共ます等の設置を希望するときは、公共ます等設置申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があった場合、その公共ます等の設置が必要と認められるときは、公共ます等設置決定(却下)通知書(様式第 2 号)により通知する。

(工事費用の負担)

第 3 条 公共ます等の設置工事費は、市の負担とする。

2. 供用開始後の開発行為等に係る公共ます等の設置工事費は、前項の規定にかかわらず、開発者等の負担とする。

(特別な事由による公共ますの設置等)

第 4 条 設置義務者が第 2 条第 1 項の規定以外の事由により公共下水道の公共ます等の新設又は既存の公共ます等の廃止を行おうとするときは、公共ます等設置工事許可申請書(様式第 3 号)又は公共ます廃止工事許可申請書(様式第 4 号の 2)に必要な書類を添付して市長に提出し許可を受けなければならない。

2. 市長は、前項の申請が法令の規定に適合することを確認したときは、公共ます等設置工事許可書(様式第 5 号)又は公共ます等廃止工事許可書(様式第 6 号)により申請者に通知する。

3. 前項に規定する許可を受けた者は、工事完成の日から 5 日以内に公共ます等設置工事完了届(様式第 7 号)又は公共ます等廃止工事完了届(様式第 8 号)に必要な書類を添付して市長に届け出て検査を受けなければならない。

4. 工事に際して要した費用は、当該申請者が負担するものとする。

(公共ます等の維持管理)

第 5 条 公共ます等の維持管理は、市が行うものとする。

(公共ます等の帰属)

第 6 条 第 4 条の規定に基づいて設置した公共ます等の帰属を行うときは、下水道施設の用に供する公共ます等の帰属について(様式第 9 号)により関係書類を添えて、完了届と同時に市長へ提出しなければならない。

2. 設置義務者の申請に基づいて既存の公共ます等の帰属を行うときは、維持管理上支障がないと認められるときに、下水道施設の用に供する公共ます等の帰属について(様式第 10 号)を受理するものとする。

(公共ます等の修理費用の負担)

第 7 条 設置義務者及び使用者が故意又は過失により公共ます等を損傷し、市が修理等を行ったとき、当該修理等に要した費用の全部を義務者及び使用者が負担するものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町公共下水道公共ます設置に関する要綱(平成 9 年矢本町訓令甲第 4 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

## 20) 東松島市地下水（井戸水）補償に関する要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 199 号

### （趣 旨）

第 1 条 この要綱は、公共下水道及び農集排工事並びに漁集排工事を起因として地下水が枯渇した場合、及び枯渇の見込みのある場合における補償の措置に関し定めるものとする。

### （請 求）

第 2 条 下水道工事により地下水が枯渇した場合、及び枯渇の見込みのある場合は、補償請求書（別記様式）により調査を請求することができる。

### （認 定）

第 3 条 市は、前条により請求があったときは速やかに調査し、工事により地下水の枯渇が確認されたとき、又は枯渇が確実な場合は、請求者と協議の上適切な工法により補償措置をとるものとする。

### （工事発注）

第 4 条 市は、前条により補償を認定したときは、工事を発注するものとし、水道企業団への給水申込みは、補償を受ける者が行う。

### （上水道補償の場合の措置）

第 5 条 上水道により補償措置を取った場合は、6箇月間の無償貸与とし、その使用料は、市において補償する。

### （地下水の回復）

第 6 条 前条の期間を経過した場合又は地下水が回復した場合は、市は、上水道の使用の休止、停止又は廃止措置をするものとする。ただし、地下水の回復がなく延長請求し、認定した場合は、更に6箇月の期間延長できるものとする。

### （補償措置のための物件払下げ）

第 7 条 第5条により補償した物件について、希望により払下げすることができる。

### （払下げ負担）

第 8 条 前条による払下げをする場合は、払下げ負担として加入負担金の全額に補償工事代金に対する負担割合の4分の1を加算した額を負担しなければならない。

## 附 則

### （施行期日）

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町地下水（井戸水）補償に関する要綱（平成9年矢本町訓令甲第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

## 21) 東松島市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱

平成 17 年 4 月 1 日

訓令甲第 200 号

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、市が金融機関の協力の下に、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者、し尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者又は合併処理浄化槽整備事業で設置しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金（以下「改造資金」という。）の融資をあっせんすることにより水洗便所の普及促進と生活環境整備並びに公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

### (融資あっせんの対象)

第 2 条 改造資金の融資あっせんを受けようとする者（以下「申請人」という。）は、公共下水道処理区域にある住宅の所有者又は占有者（所有者の承認を得た場合に限る。）で、公共下水道の供用開始が公示された日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者、し尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者又は合併処理浄化槽を設置しようとする者とする。

### (融資あっせんの条件)

第 3 条 融資あっせんを受けようとする者は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (2) 改造資金の償還能力があること。
- (3) 前年の所得金額が 800 万円以下であること。
- (4) 確実な連帯保証人又は金融機関指定の保証会社の債務保証があること。

### (連帯保証人)

第 4 条 連帯保証人は、資金の貸付額が 100 万円以下の場合は 1 人、100 万円を超える場合は 2 人とし、市内又は隣接市町に居住する市町村民税所得割納税者であるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認め、かつ、借入する金融機関が了承したときは、県内外に居住する親子又は兄弟であれば連帯保証人としてすることができる。

2. 保証人は、この要綱の条項を承認の上費用償還債務の全額につき申請人と連帯して履行の責めを負わなければならない。

### (融資あっせんの額)

第 5 条 資金の貸付額は、1 戸につき 100 万円以内とする。ただし、賃貸住宅の所有者にあっては 1 戸につき 100 万円の範囲内で 200 万円以内とする。

### (利子の補給)

第 6 条 融資あっせんに係る改造資金の利子は、市が補給する。

2. 前項の利子補給は、直接金融機関に対して行うものとする。

### (償還の方法)

第 7 条 改造資金の償還は、融資を受けた月の翌月から 60 月以内において、毎



月元金均等償還の方法により融資を受けた金融機関に返済するものとする。

2. 前項に規定する償還方法のほか、償還期限前に繰上償還することができる。

(融資あっせんの申請)

第 8 条 融資あっせんを受けようとする者は、水洗便所等改造資金融資あっせん申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書並びに市町村民税を納めたことを証する書類

(2) 所得証明書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2. 前項の申請書は、当該申請に係る工事の排水設備工事計画承認申請書と併せて提出しなければならない。

(融資あっせんの決定)

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは申請書類を審査し、金融機関と協議の上、融資あっせんの可否及び金額を決定する。

2. 市長は、前項の決定をした場合において、当該申請者に対し水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)を交付するとともに融資金金融機関に対し水洗便所等改造資金融資依頼書(様式第3号)により融資を依頼する。

(融資の時期)

第 10 条 融資あっせんの決定をした者に対する当該金融機関の貸付けは、所定の工事完了後、水洗便所等改造完成検査済証(様式第4号)を確認の上行うものとする。

(遅延利息)

第 11 条 貸付金を期限までに償還しない場合は、その期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、年 14 パーセントの遅延利息を当該貸付けに合わせて納付しなければならない。

(融資あっせんの取消等)

第 12 条 融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その融資あっせんを取り消し、第6条第1項に規定する利子補給を中止するとともに、融資を受けた者から既に交付した補給金の全額を返還させることができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不正の行為があったとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この訓令の施行の日の前日までに、合併前の矢本町水洗便所等改造資金融資あっせん要綱(平成9年矢本町訓令甲第39号)又は鳴瀬町水洗便所改造等資金融資あっせん要綱(平成10年鳴瀬町訓令甲第2号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。